

令和7年第3回

中種子町議会 9月定例会会議録

開会 令和7年9月10日

閉会 令和7年9月18日

鹿児島県中種子町議会

会期日程

令和7年第3回定例会

月 日	曜 日	会議・休会・その他
9月10日	水	本会議（開会・一般質問・議案審議等）
9月11日	木	委員会（陳情等審議）
9月12日	金	休 会
9月13日	土	休 日
9月14日	日	休 日
9月15日	月	休 日
9月16日	火	休 会
9月17日	水	休 会
9月18日	木	本会議（委員長報告・議案審議・閉会）

令和7年第3回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月10日）（水曜日）

1. 開 会	4
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
3. 日程第2 会期の決定	4
4. 日程第3 諸般の報告	4
5. 日程第4 行政報告	5
6. 日程第5 一般質問	6
池山朝生議員	6
休 憇	19
池山喜一郎議員	20
休 憇	27
戸田和代議員	27
大町田勇希議員	32
休 憇	46
7. 日程第6 報告第3号 令和6年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について	46
田渕川寿広町長提案理由説明	46
質疑	46
8. 日程第7 報告第4号 令和6年度中種子町一般会計継続費精算報告書について	46
田渕川寿広町長提案理由説明	46
質疑	47
9. 日程第8 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	47
田渕川寿広町長提案理由説明	47
質疑	47
討論	47
採決	47
10. 日程第9 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	47
田渕川寿広町長提案理由説明	48
質疑	48
討論	48
採決	48
11. 日程第10 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	48
田渕川寿広町長提案理由説明	48
質疑	48
討論	48
採決	48
12. 日程第11 議案第41号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例	49
田渕川寿広町長提案理由説明	49
質疑	49

討論	49
採決	49
13. 日程第12 議案第42号 中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	49
田渕川寿広町長提案理由説明	49
質疑	50
討論	50
採決	50
14. 日程第13 議案第43号 字の区域の変更について	50
田渕川寿広町長提案理由説明	50
秋田幸博農林水産課長補足説明	50
質疑	51
討論	51
採決	51
15. 日程第14 議案第44号 小学校児童用G I G Aスクールタブレット購入契約について	51
田渕川寿広町長提案理由説明	51
質疑	52
討論	52
採決	52
16. 日程第15 議案第45号 中学校生徒用G I G Aスクールタブレット購入契約について	52
田渕川寿広町長提案理由説明	52
質疑	52
討論	53
採決	53
17. 日程第16 議案第46号 小学校教員用G I G Aスクールタブレット購入契約について	54
田渕川寿広町長提案理由説明	54
質疑	54
討論	54
採決	54
18. 日程第17 議案第47号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第3号）	55
田渕川寿広町長提案理由説明	55
上田勝博総務課長補足説明	55
質疑	56
討論	58
採決	59
19. 日程第18 議案第48号 令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	59
田渕川寿広町長提案理由説明	59
質疑	59
討論	59

採決	59
20. 日程第19 議案第49号 令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	60
田渕川寿広町長提案理由説明	60
質疑	60
討論	60
採決	60
21. 日程第20 議案第50号 令和7年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	60
田渕川寿広町長提案理由説明	61
質疑	61
討論	61
採決	61
22. 日程第21 議案第51号 令和7年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）	61
田渕川寿広町長提案理由説明	61
質疑	62
討論	62
採決	62
23. 日程第22 認定第1号 令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について	62
24. 日程第23 認定第2号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	
25. 日程第24 認定第3号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	
26. 日程第25 認定第4号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
27. 日程第26 認定第5号 令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について	
田渕川寿広町長提案理由説明	62
質疑	65
決算特別委員会委員選出	66
休憩	66
決算特別委員会委員長、副委員長選任	66
28. 日程第27 陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について	66
委員会付託	66
29. 日程第28 陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書	66
委員会付託	67
30. 散会	67

第2号（9月18日）（木曜日）

1. 開 議	71
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	71
3. 日程第2 議案第52号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）	71
田渕川寿広町長提案理由説明	71
質疑	71
討論	71
採決	71
4. 日程第3 議案第53号 令和7年度街路灯設置工事請負契約について	72
田渕川寿広町長提案理由説明	72
鮫島司企画課長補足説明	72
質疑	72
討論	72
採決	72
5. 日程第4 議案第54号 種子島中央体育館改修工事（1期）変更契約について	73
田渕川寿広町長提案理由説明	73
田平祐一郎社会教育課長補足説明	73
質疑	73
討論	73
採決	73
6. 日程第5 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件	74
田渕川寿広町長提案理由説明	74
質疑	74
討論	74
採決	74
7. 日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	75
田渕川寿広町長提案理由説明	75
質疑	75
討論	75
採決	75
8. 日程第7 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	76
田渕川寿広町長提案理由説明	76
質疑	76
討論	76
採決	76
9. 日程第8 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件	76
田渕川寿広町長提案理由説明	76
質疑	77
討論	77
採決	77

10. 日程第9	陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地 (私有地) の国庫帰属について	77
	橋口涉馬毛島施設整備問題等調査特別委員長報告	77
	質疑	78
	討論	78
	採決	78
11. 日程第10	陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書	78
	池山喜一郎町立学校調査特別委員長報告	78
	質疑	79
	討論	79
	採決	79
12. 日程第11	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	79
13. 日程第12	議員派遣の件	80
14. 日程第13	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	80
15. 閉 会		80

第 1 号

9 月 10 日

令和7年第3回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月10日（水曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
 - 池山 朝生
 - 池山 喜一郎
 - 戸田 和代
 - 大町田 勇希
- 第6 報告第3号 令和6年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第7 報告第4号 令和6年度中種子町一般会計継続費精算報告書について
- 第8 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第41号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第43号 字の区域の変更について
- 第14 議案第44号 小学校児童用GIGAスクールタブレット購入契約について
- 第15 議案第45号 中学校生徒用GIGAスクールタブレット購入契約について
- 第16 議案第46号 小学校教員用GIGAスクールタブレット購入契約について
- 第17 議案第47号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第48号 令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第49号 令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第50号 令和7年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第51号 令和7年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第22 認定第1号 令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第2号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳

出決算認定について

- 第24 認定第3号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第4号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第5号 令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
- 第27 陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について
- 第28 陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	大町田 勇希	議員	2番	梶原 哲朗	議員
3番	秋田 澄徳	議員	4番	池山 喜一郎	議員
5番	橋口 渉	議員	6番	永濱 一則	議員
7番	池山 朝生	議員	8番	濱脇 重樹	議員
9番	日高 和典	議員	10番	戸田 和代	議員
11番	浦邊 和昭	議員	12番	迫田 秀三	議員

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田渕川 寿広	君	副町長	阿世知 文秋	君
総務課長	上田 勝博	君	市民課長	織部 智博	君
地域福祉課長	浦口 吉平	君	農林水産課長	秋田 幸博	君
建設課長	横手 幸徳	君	会計管理者兼会計課長	南奈津紀	さん
企画課長	鯫島 司	君	デジタル推進課長	徳永 和久	君
自衛隊対策室長	遠藤 淳一郎	君	税務課長	田平 さやか	さん
水道課長	中村 広道	君	保育所長	野田 直志	君
空港管理事務所長	向正郎	君	行政係長	牧瀬 亮	君
財政係長	東郷 伸也	君	教育長	鮫島 孝則	君
教育総務課長	森山 豊	君	社会教育課長	田平 祐一郎	君
学校教育課長	奥博志	君	給食センター所長	浦邊 康尋	君

選 挙 管 理 松 元 真 樹 君 農 委 事 務 局 長 南 義 雄 君
事 務 局 長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長 榎 元 阜 郎 君 議 事 係 長 高 磯 俊 幸 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） おはようございます。

ただいまから令和7年第3回中種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番濱脇重樹議員、9番日高和典議員を指名します。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会は、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月18日までの9日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

7月16日、東京都において全国町村議会議長会臨時総会が開催され、役員の選任等が上程され、全て承認されました。

7月18日、東京都において全国離島振興市町村議会議長会総会が開催され、令和6年度収支決算、離島振興の要望、要請活動について、それぞれ上程され全て承認されました。

7月28日、東京都において種子島屋久島振興協議会中央要請に参加し、内閣府、各省庁に要請活動を行いました。

7月28日、東京都において鹿児島県開発促進協議会提案活動に参加し、国土交通省等各省庁に提案活動を行いました。

8月1日、鹿児島市において鹿児島県市町村総合事務組合議会臨時会が開催され、条例改正、議長、監査委員の選任等上程され、それぞれ承認されました。

8月6日、鹿児島市において鹿児島県町村議会議長会理事会が開催され、事業報告、当面の行事等、令和6年度歳入歳出決算が上程され、それぞれ承認されました。

8月7日、鹿児島市において市町村政研修会が開催され、上智大学教授、前嶋和弘氏、インアウトバウンド東北、代表取締役西谷雷佐氏による講演がありました。

8月8日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会臨時総会が開催され、行

政調査について協議がなされ決定しました。

8月19日、鹿児島市において正副議長会が開催され、鹿児島県市町村課長、知名町議会議長外山利章氏、議会アドバイザー吉田利宏氏による講演がありました。

以上の会議資料等は事務局に保管しております。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について報告が提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三議員） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので行政報告を2点させていただきます。

まず、公立種子島病院の運営状況についてでございます。

これまで野田一成先生に院長として就任を頂いていたところでございましたが、以前より計画をなさっておられた海外への医師派遣の事情というものにより先月8月1日をもって退職をされました。

後任の院長として、医療法人徳洲会より藤田安彦医師を院長として派遣をしていただいております。

6月に開催をされました令和7年度第1回公立種子島病院議会臨時会において、医療法人徳洲会を指定管理者とすることが決定いたしましたので、管理者南種子町長が早急に医療法人徳洲会へ医師の派遣要請を行い、御理解を頂き、現在、派遣を頂いているところでございます。

藤田院長は、これまで喜界徳洲会病院や徳之島徳洲会病院の院長を歴任され、直近では、鹿児島徳洲会病院の総長を務めておられたということでございます。

藤田院長には10月以降も院長として勤務を頂く予定となっておるというようなことでございます。

また、病院の職員などに関する人事関係でございますが、これにつきましては、8月6日の日に職員全体への説明会、また、8月7日より個人面談を行い、徳洲会の職員として採用となった場合の条件などを個別に提示をして説明を頂いているというふうに聞いております。

なお、9月1日に公立種子島病院の指定管理に関する協定を締結し、10月1日からの指定管理に向け、準備が現在進められているところでございます。

次に先週9月4日、令和7年度第56回熊毛地区畜産共進会が種子島家畜市場において開催をされたところです。時より強い雨が降る天候ではございましたが、出品者の皆様、出品牛、関係者一同、事故なく終了しました。

共進会に先立ち、畜魂祭が開催されました。共進会開会宣言を皮切りに、第一部は若雌1区、第2部若雌2区と審査が行われました。各市町の丁寧に飼育

された代表牛が集結をしておりましたので、審査のほうも大変だったかと思います。

結果、第一部は若雌1区最優秀賞1席が、中種子町田平学様あじさい号。最優秀賞2席が屋久島町岩川義成様あゆむ号、第2部若雌2区最優秀賞1席が、中種子町株式会社牛翔様わかな1号、最優秀賞2席が中種子町、株式会社中崎様さあや号となりました。

そして中種子町田平学様のあじさい号が、グランドチャンピオンに選ばれ、団体賞は中種子町が獲得をしたところでございます。誠におめでたいことでございます。

なお、10月4日に始良中央家畜市場で開催される県共進会には、若雌1区宮1席、中種子町田平学様あじさい号、若雌1区2席屋久島町岩川義成様あゆむ号、若雌2区1席中種子町株式会社牛翔様わかな1号が、熊毛地区の代表として出品することが決定したところでございます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（迫田秀三議員） これで行政報告は終わりました。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（迫田秀三議員） 日程第5、「一般質問」を行います。

通告に従って、順番に発言を許可いたします。

初めに、池山朝生議員に発言を許可いたします。7番、池山朝生議員。

[7番 池山朝生議員 登壇]

○7番（池山朝生議員） おはようございます。

通告しております1点目、農業振興について。農家救済措置として、肥料・飼料価格高騰に対する支援、助成を早急にやるべきではないか。

2点目、地域行事について、今年のよいら～いき祭りは熱中症の理由から子ども御輿、道中踊りが中止となった。

熱中症対策をとった上で、やるべきでなかったのか。

この祭りは昭和43年から始まった祭りである。祭り本来の意味からして、中止は、地域コミュニティーの崩壊につながりかねない。認識を問う。

以上、2点の質問ですが、最初に、農家救済措置として肥料、飼料の価格高騰に対する支援を早急にやるべきではないか、町長の考え方、見解を聞きたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） ただいまの池山議員の肥料、飼料価格高騰に対して農家救済措置として、支援を早急にやるべきではないかという御質問にお答えをさせていただきます。

農畜産業における肥料や飼料の価格高騰につきましては、当然、今池山議員の方からもございましたように、令和3年頃から値上がりが始まり、現在まで経費の高止まりが続いているところでございます。農家の経営に大きな影響を

与えていることであるというふうな認識をしているところです。

また、これらの影響による農家の生産意欲の低下であったり、離農、また、耕作放棄地の拡大などを防止し、本町の農業の振興を図らなければならぬというふうに考えているところです。

議員の御質問で、支援を早急にやるべきではないかとございましたが、この資材高騰に係る支援につきましては、既に令和4年度町単独事業として、農業資材価格高騰対策支援事業を実施しており、事業費約9,000万円の支援を行っており、さらに翌年度令和5年度につきましても引き続き農業資材価格高騰対策支援事業を実施し、事業費約1億を超える金額の支援を行っているところです。

また、さらに令和7年度につきましても、昨年の和牛子牛のせり価格が低迷したこともあり、また酪農業における厳しい状況なども重なり、畜産農家へ畜産業経営支援対策事業を実施し、事業費約3,200万円を支援しているところです。

肥料飼料などの物価高騰が始まってからこれまでに、町単独事業としては総額で約2億2,500万円を既に支援をしてきております。

本町の財政事情も大変厳しいところであります。これまでも本町の基幹産業であります農業支援、これはできる限り行つてきている部分は多いかと思います。

また、本町の主要作物のさとうきびなどにおいては、近年、台風による大きな被害も受けず、反収もよく、生育、生産量とも良好な状況が続いておりましたので、昨年、今年度と臨時的な支援は行っていないところでございます。

しかしながら、今後も続くと思われます肥料、飼料の価格高騰による経費の高止まり対策、これにつきましては、作物の生産、生育状況を含め、米やさつまいもなどのように価格、要するに農家の所得といいますか、それが上昇しておる部分もございます。

それらも鑑みながら、慎重に支援対策をしてまいりたいというふうに考えております。

厳しい財政状況ではございますが、農業振興のための財源の確保、調整などを行つてまいります。

なお、令和8年度を目処に支援対策を行う計画で既に協議検討を行っておりますので、年度内に支援の推移、制度設計、要綱などの準備を進めることとしているところでございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 今町長の答弁がありましたけども、まず年度内にこの対策を考えているというふうに私今答弁聞いて理解してるんですがね。

6月議会で、このように答弁してあるんですよ、町長は。7年度の一次産業関係当初予算は畜産に助成をすると。確かに畜産に助成があります。農業関係予算は計上していないとの答弁であったわけです。

また、農業者については、再編交付金のみならず、それ以外の分野でも支援できるように段取りをしているという答弁でありましたが、6月議会から今日までは3か月経過しているわけです。

今さっきの答弁にありました、今年度中に予算措置をするということですが、具体的にどのような、今この時点では、予算措置は何か考えてますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 私の答弁がうまく伝わっていないようでしたが、令和8年度を目処に、支援対策を行う計画で既に協議、検討を行っているところでございます。さとうきび自体、現実的には、昨年度支援をしていません。

ただ、それ以外のもの、例えば、今話題になっているお米、これに関しては、農家の買入れ価格、農家からの買入れ価格というのは、基準単価は上がってきています。年々上がってきています。

そしてまたさつまいも、でん粉原料用甘藷の単価、これも1俵当たりという37.5kg換算でいきますけども、これいったときに平成30年が1,325円、令和5年が1,678円、令和6年に関しましては1,899円というような、買取り価格が上昇してきている要素があります。

そういったところも踏まえながら、今そこを検討しているところでございまし、さとうきびに関してやはりその交付金というもの、なかなか上昇というのは、現状では見込めない部分がございますので、要は反収を増やすための工夫、そういったところでの支援、そういったのは必要な要素であるというふうに認識をしております。

肥料等に関しては、ちょっと私も勘違いをしていた部分があって、海上運賃とかが、やはり離島の農家の皆さんには高い肥料等を買ってあるんじゃないのかなというようなことでいろいろ調べましたところ、JAさんの場合は、県内でプールをしておりますので、薩摩地方で買おうが、大隅地方で買おうが、同じものであれば同じ金額であるというふうに聞いております。

いかんせん高止まりしてございますので、そこら辺も踏まえながら、また、さとうきびに関してはちょっと工夫した対応をしていく必要があるということで検討しているところであり、また、米、それからでん粉原料用の甘藷、これに関しても、国の動向等を見ながら、精査しながら、8年度にはそういう策が打てるように対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 令和8年度、来年度ですね。ちょっと私も勘違いしておりましたけども、町長ね、今キビの話もありましたけども、これからキビは夏植え、秋植え、ちょっと所管に聞いたところ、夏植えは29ha、秋植えが63、合計で92作付け計画があると、このことを聞いております。

私通告書の中に、令和4年度から7年度までの価格、資材の高騰の単価を数字で示していますけども、6月議会でも再三言ってますけども、これだけの肥料価格の高騰があるわけです。

今言いましたように、夏植え、秋植えをしても 92、これをかける、この金額になるわけです。この金額はいくらになるというのは、計算してみたらおのずと分かること思います。

議長。農林水産課長に、キビの作付面積、それとでん粉用甘藷、原料用甘藷ですね、それと青果用を令和 6 年度の実績、面積が分かれれば、ちょっとお願ひします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 私でよければお答えしますけれども、どうしましょう。

キビの場合は、小数点以下とか、その辺までちょっとあれですが、約 1,164ha、甘藷、これが 207ha、青果用が 96ha、水稻が 200ha 前後、ちょっと、もうきっちりまで把握していませんが、200ha 前後、ブロックリーも 60ha 前後でございます。

あと花卉園芸、たばこ、そこまでの数値は、全体的な把握はしておりませんが、一応そういうような状況でございます。

甘藷につきましては、基腐病の影響もあってか、なかなか面積が増えてきていないというのはもう事実でございます。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 今、町長から面積の説明ありましたけども、キビが 1,164ha。そうですね。それから原料用甘藷が 207ha、青果用が 96ha、これにですね、今価格高騰分をざっくりかけたらいくらくらいなるかというと 1 億 6 千万何がしかになるんですよ。それでも 1 億 6 千万円かかるんです。

農家はこんだけの負担をするということなんです。何で私が面積を聞いたかというと、平均してこの面積を、今中種子町は、キビの面積が今言う 1,164、それから原料用甘藷、それに青果用、もちろんブロックリーがある、いろんな作物ありますけども、これだけの物事をしっかりと、必ずやらなければいけないんですよ、肥料の投入、資材、このことが農家負担になってるんですよということを私は再三今聞いているわけです。その対策を早急に講じてくれと。

今町長が、基腐れの話もしましたけども、これは基腐れは御存じのとおり令和元年度から始まって、終息は全く見えておりません。

確実に基腐れの予防をするためには、一通りの予防の農薬等を使わなければいけないんですよ、これを抜くと結果はどうなるのか 1 番心配だから、農家は必ずやらなければいけない。

価格は一通りの農薬を投入するとなると、1 万 3 千円かかるんですよ、青果用で。250、500 g のこのペットボトルクラスのやつが 5,000 円、6,000 円ですよ。

この工程を 2 回、専門的に言うと、銅剤、Z ボルドーとかあるんですけども、こういったのはまだ千何百円ですよ。これでも 1 工程をせんで、2 工程、3 工程使うとなるとまだ上がるってことなんですよ。

町長ね、基本的にはこれだけの予防対策をしないと生産物の成果が出てこないということなんですよ。

ここにね、町長ね、そうですねえ。町長、6月議会でこんな答弁をしますよ。ここも町長の答弁なんですがね。支援、支援といいますが、いかにその金額が、肥料高騰分を指してると思うんですが、高騰した分をカバーできるかというところになると作柄をよくする、反収を上げる。ここに我々行政が指導を誘導していく必要性があるという答弁をしてるんです。

確かにそうんですよ。作柄をよくし、反収を上げなければいけない。これは基本中の基本。

だけども、私が声を大にして言いたいのは、このことをするためには肥料を投入せんないかん。今言うように予防の農薬を使わないかん。こうしないと反収は望めない。そういうところが農家が1番の今疲弊してるとこなんです、心配してる。

1袋、2袋の農薬を使いたくても、肥料を入れたくても、これを減らしてる。ここに現実があるんですよ。

このことを聞いて町長、答弁お願いします。どう感じますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） そこは十分認識しておりますし、先ほど申し上げましたように、やはり作柄をよくしていくための工夫、そしてまたそれ以外にも、この肥料のみならず、ほかの分野での生産性向上のための、例えば、産地パワーアップ事業であったり、これまで、強い農業づくり交付金なども使ったり、そういうところで、中種子町自体はしっかりと対応してきています。

この中で、飼料、肥料が高騰している、そういうのは私も認識をしております。

なので、今度の中で精査をしながら、令和8年度、要するに当初予算で、それを編成していこうということでやっております。

農家が大変だというのは一緒です。私もそれは認識をしておりますし、この肥料、飼料高騰というのは、全国的な問題でもあり、またこれに対する国の施策、そういうものを打っていっていかないと、結局、中種子町の場合は、さとうきびも、南種子町、西之表市が作付けしている面積と中種子町というぐらい、中種子町が種子島のさとうきびの半分はつくってるわけですよね。

ですので、そこに対しては我々もしっかりと支援はしていきますし、そういうことは考えておりますし、先ほど話をしたとおり、米に関しては、要は、買取価格も取引価格も、令和7年度で1万3,500円。これは、これまで6,000円台だったものが、この金額にはね上がっております。なので、肥料が高騰しても田をつくろうかなという人もいらっしゃいます。

だからそういうところも精査しながら、そして、でん粉原料用甘藷につきましては、本当であれば、はるのおうぎが今度、おおむね最初に植えた分が廃耕になっていくわけですよね。

ですので、2月ぐらいには新植される方も多いかと思いますが、そこら辺を含めながらはるのおうぎが今、さとうきびの全体の植付け面積の約6割を品種としては占めてきていますし、これからもうちょっとと増え込んでいくんではな

いかなというふうに見込んでおります。

そういったところでは、この新植時期に合わせた、要するに土壌改良に対する助成であったり、そういったのはしておりますので、そういったところも利用していただきながら、新植してもらう、もしくは、輪作体系を維持してもらうために、でん粉原料用の甘藷等をつくっていただくというような形をやっぱり我々としてはアナウンスしていく必要性はあるんだろうなというふうに考えております。

また、この作柄をよくしていくためには、このでん粉原料用甘藷にしても、バイオ苗の供給というものに対しても助成をしておりまますし、青果用にしても、しているところでございます。

そういったところでは、バイオ苗を使わないよりは、使ったほうが品質もよく、収量もよくなっていくというふうに言われておりますので、そういったところの活用、そしてまた、ほ場の管理、手間がかかるかもしれません、そういったところにも、農家の皆さんにも頑張っていただきながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

もうちょっと煮込んでいって、制度設計をもう少し検討する時期でございますので、令和8年度の当初予算では、そういった案件というものを皆様に御提案できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 8年度の当初予算に記載はしますけども、町長の答弁は聞いててですね、感じることが、キビは南よりは、西之表よりは。面積合わせても中種子です。これ当たり前の話なんですよ。これだけつくってるからこそ今支援をしてくれと言ってるんですよ。

もうね、国の物事でもこういう交付金があるとか、これは当たり前のこと。国じやなくて町単独予算で、再編交付金もある。こういったところで、使えるところを使ってくれ、今助成をしてくれって言ってんですよ。

町長、これは種子屋久農協の8月号ですけども、この中で、農家が瀕して、どういった声を上げてるかっていうやりとりがありますよ。ちょっと読みますね。

基地再編交付金の農業関係の見返りが乏しいのではないか。農協としても何か農家を助ける働きかけをしてもらえないか。

これに対して、農協サイドの答弁は、農政連種子島地区連絡協議会において、再編交付金の農業振興への要請を各市町村長に対し実施しております。特に、西之表市、南種子町については、再編交付金より、肥料飼料価格高騰対策等の支援措置を講じていただいております。中種子町は出てこないんですよ。引き続き農業振興への要請を行ってまいりますと。

町長、私は何もね、中種子町がこうだから、ああだからと、もう言ってるんですけども、目立つんですよ。目立つという言い方は当てはまってないですね。農家はこんだけ、もう大変なんです。繰り返し、繰り返し、私は言ってますよ。

この支援がないとさっき言った、肥料高騰があっても田んぼをつくる人がいる、ちょっと意味不明で分かりませんけどもね。田んぼが、米が今年、そういったことによって米騒動なったけども、いきなりね、田んぼに転換をしてっていうのがなかなか難しいんですよ。

ちょっと外れた質問になりますけどもね。だって機械を、米農家ってのは減反だったから、機械なんていうのは、すぐに対応する機械はなかなかない、もう手放してないというところの現状があるんですよ、米農家は、また購入しなければならない。

私が何を言わんとするかというのは、町長は、やはり農業の経験が乏しいから、はっきり申し上げて、そういったところになかったらなかつたらいいんです。だけども、中種子町の農家のこの今の現実、実態っていうのをしっかりと把握してもらいたい。ここなんですよ、私が言いたいのは。

だから、今言うように、農家の声がこの現実。ですから、シフトをやれって言っても、基腐れがあったから原料用甘藷から青果用甘藷からキビにシフトする、これもそんなにまで大きくシフトされてません。なかなかなんです。

ましてや、この所得増とかですね、規模拡大を言っていますが、なかなか厳しい現実があるんです。

農家には、今この価格高騰の分だけでも1億6千万円あると言いましたけども、この対策が必要なんですよ。

この対策を来年度は予定しているというが、9月補正でもいいんですよ。12月でもいいんですよ。こういった中でやるべき考えはないですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） JAの広報紙は私も見ましたが、今まで中種子町は何もしてこなかったのかということですよ。

西之表の農家さんの声、南種子の農家さんの声、これに関しては中種子は持続的に、そんなにたくさんではないけども、しっかり支援をしている。

農道に関してもしっかり整備がなされてきている。さとうきびの運搬路にしても、狭い道路であったにしても舗装してくれている、いろんなものっていうのは農政に関する予算というのはつぎ込んでるわけですね。

ただ、西之表や南種子さんが、ぽんと出した。中種子は、そこの財政状況を鑑みながら、平均的に農政というのはしっかり支援していかないといけないというのは分かってるわけですから、それをやってきているのに、中種子は何もやってないっていう農家の声っていうのは、僕は違うのかなというふうに思います。

ただ、そういう声もあったということは、私も、町民の声を聞くという立場にありますので、しっかり聞いていきますし、先ほど来申し上げておりますように再編交付金を使うのは、何をしようが財政の中でしっかり検討してやっていく必要性があります。

そしてまたそれ以外の、今日立たない分野においても、しっかり収穫機械であったり、いろんなことの研究、そういうしたものにもお金も使っておりますし、

農家の皆さんのが持続可能でやっていけるような農業に向けてサポート体制は築いています。

確かに今苦しいです、だから支援しなさい。これも分かります。ですので、令和8年度の当初予算にしっかり組み込みますと伝えております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） そうですね。私の認識と町長の認識には大きなずれがある。

農家は、私は今じゃないとなかなかこの農家を守っていく、畑を守っていくということはできないと、再三言ってるんですよ。この救済支援が今でしようと言ってるんですよ。

8年度に新たにすると言ってるので、この議論続けても1時間も2時間もかかるでしようから。

しっかりと、我々の町は第1次産業なくして、農業の発展なくして中種子町はないと。日頃町長も言ってるわけですから、しっかりと支援をやってもらいたい。これも早急にやってもらいたい。強く要望して、次の質問に入ります。

次の質問です。今年のよいら～いき祭りは熱中症の理由から子ども御輿、道中踊りが中止になった。熱中症対策をとった上で、しっかりと取った上でやるべきでなかったのか。答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） よいら～いき祭り、これに関しましては、夏祭りの昼の部、これを熱中症予防の観点から中止したということに関しましてですが、いろんな議論がなされております。熱中症予防のためだけではございません。

まず町民の生命と健康を最優先に考えた判断であるということも御理解頂きたいというふうに存じます。

これに関しましては、猛暑日が続く中、直射日光の下での長時間の屋外活動、これは子どもを含む参加者全体にとって熱中症のリスク、これを高め、救急搬送の増加や体調不良の連鎖を招く恐れがあるため、安全確保の観点から中止を決定しました。要素としては、熱中症対策も要件の一つということで御理解を頂ければと思います。

また、日射量であったり、気温、湿度、熱中症警戒レベルの動向、観客動線の混雑状況、給水体制の逼迫といった要素を総合的に勘案して、安全第一の原則に基づく判断でもあるというふうに重ねて申し上げたいと思います。

今回の判断に至った経緯につきましては、昨年度は、それまで開催が、コロナ禍ということでできませんでしたが、5年ぶりに、昨年度は夏祭りを開催したところでございます。

以前までのように昼の部を開催しましたが、体調不良になった方が数名おられたようです。大事には至らなかったようですが、一部職員については、救急搬送もされたところでございます。そこら辺については、大変心配をしたところでございます。

熱中症対策として子ども御輿の待機場所設置であったり、これは子ども御輿に参加する子どもたちを公民館のエアコンの効いた部屋で待機をさせる。

また神事への参加人数を制限をさせていただいたり、役場前から通路に散水を開始前に数回重ねて散水をしております。

また、ところどころにクールスポットの設置等考えられる対策は行ったところでございましたが、対策自体には、それ以上にというところを鑑みますと限界かなというふうに感じたところであったというところでございます。

このようなことから、祭り終了後の企画委員会において昼の部の実施について意見があり、話し合いを重ねております。

実行委員会へ企画委員会の案件を提案していただき、その中でも様々な意見をお聞きし、今年度については、昼の部の実施はしない方向で決定したところでございました。

いずれにしても、町民や子どもたちが安心、そして安全で参加できる祭りの実施を目指してまいりたいというふうに考えております。

議員のおっしゃる意見、そういったもの、また町民の意見も取り入れながらまた次年度検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 同じ質問ですが、教育長にもお願いします。答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

[教育長 鮫島孝則君 登壇]

○教育長（鮫島孝則君） 池山朝生議員の御質問にお答えしたいと思います。

熱中症対策をしっかり行った上でやるべきではないかという御質問なんですが、御輿、それから道中踊り、私個人としても見たかったかなというところはあるんですけども、これだけ世間が猛暑ということ、それから熱中症対策、それから学校においてもエアコンの効いた教室の中で、熱中症対策をしているという状況の中で最悪の状態を考えたときに、やはり子どもたちの安全、それから安心して行事を行うということに、やはり懸念が生じるところでございますので、そこも勘案しながらの御輿、道中踊りは見送ったということを御理解頂ければというふうに思います。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 热中症対策をやった上で祭りをやるべきじゃなかったのかという質問だったんですが、次の質問まで聞いた上で議論しましょう。

次の質問は、この祭りの歴史は昭和43年に始まり、平成10年の30回記念を契機に中種子町祭りからよいら~いき祭りとなり、コロナで中止となった期間もあるが、令和6年に5年ぶりに第56回よいら~いき祭りが開催された。

簡潔に言うと、本町の町の歴史であるわけですが、一応半世紀以上続いているわけですね。

そこで、この質問は先に教育長のほうから答弁を聞きたいと思います。やは

り教育現場の長である教育長に先に聞きます。

コミュニティがつながりが、コミュニティがもう失われていくと。これが、なくなるというところで、どう考えるかという質問です。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） すみません、座席のほうから御質問にお答えさせていただきたいと思います。

小学生の各地域の子ども会、それからPTA活動については、これまで地域の方々と連携しながら、校区、それから自治会行事等にも積極的に参加、協力しながら、地域コミュニティの組織の一員として地域活性化に貢献しているところでありますて、そういったところからも、御輿の中止が直接的に地域コミュニティの崩壊につながるといったところにはならないのではないかというふうに認識しております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 同じ質問です。町長にお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい。地域コミュニティの崩壊につながらないと思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） そうですね。につながらない。以上ですか。

2人に聞きますけどもね、祭りという本来の物事はこれイベント的な考えでありますか。町長。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 関連があるからお答えしますけども、中身については、もう少し、常に抽象的な通告になっておりますので、できれば、具体的に質問通告をしていただければありがたいというふうに考えます。発言する上で、我々も誠意を持って町民に対応しないといけません。

そういった中では、祭りの歴史であったり、そういったものも、この43年から始まった祭りである。祭りの本来の意味からして中止は、地域コミュニティの崩壊につながりかねない。認識を問うという質問に対しては、コミュニティの崩壊にはつながらないという答弁をしたところでございますが、地域コミュニティというものの形、そういったものっていうのは、この夏祭りに直結しているのかというと違うと思いますし、また地域コミュニティの間で、例えば御輿に参加して、暑い中子どもたちを歩かせるのはもうやめたい、準備も大変だというようなことで、できれば、もう参加しませんという意見も多々あったわけでございます。

祭り自体は、基本的には、神社であったり、秋祭りであったり、夏祭りの中では、豊作を祈るというようなことで、これまでも祭り、いろんなもうこの本町の祭りのみならず、いろんなものが祭りとして開催されてきているわけでございます。

そういった中で、本町の祭りは、どういうふうに始まったのかというと、こ

の旭町通り商店街を盛り上げるために、商工会が主体となって、祭りをこれまで運営をしてきたというふうに私は思っております。

平成の何年か頃から、町のほうが主催というような形で祭りをしております。

この祭りに関しては、神社をお参りをして、それからというような西之表の場合は、八坂神社か。あそこからというような流れの一つの祭りですが、中種子町も商店街を活気づけようというようなことで、祭りが始まったんだというふうに認識をしております。一つのイベントでもあるのだろうというふうに思いますが、やはり、コロナ禍のときに、祭りを中止しました。

町民が楽しむ一つの大きなイベントであると。これを中止するわけにはいかないのではないかというような話も出ました。

しかし、総体的にこの状況の中で祭りを開催するのは非常に危険だというようなことで開催を中止したわけですが、その代わりに花火をどっかで上げましょうという意見も出てきました。それもやりました。

しかし、それに関しても、中には、町民みんなが集って楽しむ、これも一つの大きな祭りの意義なんだと。だから、花火は見えるどこでしか見えないんだと。

だから、そういったことも考えると、その予算を次年度に回したほうがよくないかとか、そういった意見も出てきたりしたところだったというふうに記憶をしております。

そういった中でこの祭りというのは、町民みんなでつくるいうものもある、当然参加してもらう人、見に来てくれる人、そういった人たちが集まって楽しめる祭りにしていくべきだという考え方なんだろうというふうに思っています。

今度の場合は、企画のほうも職員、それからまた、その企画運営委員会の中でも、新たな熱中症を加味した新たな対策をとってみたいということで、場所も陸上競技場に変更しました。また、昼の部は中止をさせていただきました。これにも意見が様々ございました。

しかし、それを何とかカバーできるような祭りにできないかということで関係者の皆さん非常に苦労されながらこの方針を決定したところでございますので、これがコミュニティーの崩壊に直接的につながるという認識はございませんし、祭りを軽視しているものでもないです。

町民がみんなが参加してみんなが携われるような祭りにしていきたいという強い思いから、そういうような形づくり、そしてまた広々としたところでやりたい。

そしてまた、けがのないようにさせたい、そういったこともいろいろ考えながら、企画運営委員会のほうでやっていただいております。

道中踊りは今までやってきたのに何でしないんだという声もございました。

しかしながら、ステージの中で踊りながら、また、そこで踊れる人は立って踊っていただくというのは、非常に道中踊りとは違った面白さがあつたのかなということもございます。

実行委員長としましては、責任は私にあるわけですから、挨拶の中でも申し上げましたが、今年は、昼の部も中止をして形を変えました。しかし、反省点はいっぱい出てきます。

毎年毎年、いい祭りにできるように、皆さん方の意見を賜りながら役場、そしてまた関係機関、いろんな意見を出し合いながら、いい祭りに仕上げていきましょうという挨拶をさせていただきました。

ですので、若い人たちも、企画委員会の中には入っておられます。若い人たちの意見も十分参考にしながら、このような形をとったところです。

池山議員がおっしゃる子どもたちが参加する場所、そういったところがなくなると地域がという心配もあるということもまた、次年度の夏祭りにはそういう意見があったということも参考にさせて頂きながら、させていただければと思います。

いかんせんこれ、私が決めてこうしてこうしてこうしてしなさいというふうにやるのではなく、やはり主体性を持った企画委員会、そういったものの中で、いろいろな機関の代表者が集まった中で協議がなされておるということだけはお伝えしておきます。

また、池山議員からの意見は、次年度に参考意見としてさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 町長ね、通告の云々というのはもう議論しませんけども、我々もこの通告内容っていうのは、事前に議運で、しっかりと揉んだ上で通告書を出してるわけです。

私は、ここに対してもっと掘り下げてとかということでなかろうと、この一言で分かると思うんですがね。それは私と町長の認識の違いでしょう。このことは議論しません。

でもね、町長ね、今ね、この今日日の世の中っていうのは、この中止に向かう熱中症、これがね、こういうことですよね。

確かに今言うように安全、命に関わること。この危険な暑さであるということは否定はしませんよ。

だけども、世の中はやらないことが正当化されてるんですよ、今。やらないことが正当化された。イベントの中止、社会の考え方の中止ありきで動いてるんですよ。私は何もかも中止ではこれは無能じゃないかなと思ってますよ。

ちょっと外れた話になりますけどもね。町長、9月7日、つい3日前に、南部ソフトに来ていただきましたよ。南界校区、岩岡校区、101回続いているソフトボール大会、ここには、3チーム、昔は5、6チーム、やってきておりましたが、何とか編成チームをつくってやっております。

その中で町長の言葉は、挨拶の中に、自衛隊も来ていますと。先遣隊が。ここにも話をしてチーム参加も頂きたいと今後は。まさしくこのことなんですよ。

祭りであっても、人がいないからもうできない。これじゃ駄目。やはりそういったところに知恵を出してやっていく、このことが大事なんですよ。

だけども、種子島中種子町が、種子島全島にしますよ。都会的な暑さじゃないんですよ。これで、こういったところを中止しようしたら、これからどうなるんですか。

町長ね、観光の面であっても、移住者どうなるんですか。広げていくといっぱいありますよ。

あまり好かないことを、私も好かないことを南種子町はあのとおり。隣の町は。町長は、鉄砲祭りも行ってましたよ、見ました。あそこであっても南蛮道中のものが、太鼓からいっぱいやってますがね。本来、祭りっていうのは私はイベントじゃないと。やはり日本人が持つその文化、歴史、伝統。

ここにね、タブレットには載せてますけども、皆さん見れるんですけども、傍聴者の皆さんには、ここにありますけども、これ昭和47年、今から言うと53年前。この記事がありますよ、郷土史の中に。

の中には、8月15日、商工会、農協、中種子町の協賛で3年ぶりの夏祭りが行われたと、大変な人でにぎわいました。

久しぶりに帰省客も多いお盆、その1日を町民全体に楽しんでもらおうと、工夫を凝らし、縁起を担ぐ御輿の数も今までよりも多くしと。何を言わんとするかっていうのは、私たちは、やはりこの先輩連中が築いてきたこと、このことはしっかりと守るべきことはしっかりと守っていかなければいけない。これは責務ですよ。

ですから、これをイベントと私はこのような言い方をしてますけども、決してイベントじゃないと。やはり祭りってのは、いろんな意味があるでしょう。豊作を祈って、ありがとうございましたと。そのための世代を超えて御輿を担いだ中で、価値観とかいっぱい出てくると思いますよ、あると思いますよ。

そういう祭りを、今言うように中止ありきの方向じゃないかもしれんけども、考えてないということはないんでしょうけども熱中症対策、もっともっとしっかりと対策をとった上で、この祭りが、中種子町、地域の伝統文化ですから、やってもらいたい。私はそう思います。どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 道中踊り、御輿担ぎ、それをやりなさい。そして、旭町通りでやりなさい。多目的広場で戻しなさいっていうことかと思うので、その旨はそういう御意見があったというふうに企画運営委員会の中にお伝えしたいと思います。

議員がおっしゃる意味も重々分かりますし、この猛暑の中とはいえ、確かに西之表の鉄砲まつり、これも開催をされております。

そしてまた、南種子のロケット祭り、これも御輿を担いでの夜に向けての祭りというのも開催されております。

そういう意味では、御輿を担ぐ人たちの数、そういったのも、当時、今議員がおっしゃったような時期には、それは相当多かったんだろうというふうに思います。

今現状としては御輿の担ぎ手がいない、子どもたちに負担をさせられないと

いう親もいる。

ですが、祭りを中止をしているわけではありません。夏祭りはしっかり行つております。

その中で、子どもたちが楽しめる、子どもたちが親子で楽しめる、またじいちゃん、ばあちゃんたちが孫の踊りを見に来る、そういうものっていうのも、祭りの一つなのだろうというふうには思いますが、議員からあったような道中踊り、御輿担ぎ、これも熱中症対策をしっかりやって、隣の町ができるんだから、中種子町もやるべきだと。そしてコミュニティーを守るためにもやるべきだとという意見があったということは、お繋ぎしたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 町長の答弁、そのとおりですよ、私がそうやりなさいじゃなく、やってもらいたいと、続けてもらいたいということなんですよ。

やはりね、最後になりますけども、今人口減少、少子高齢化、地域集落の維持が困難な社会ですよ。

ですから、コミュニティ、私は、これをあえて言うと絆、これが1番大事じゃないかなと思っております。言のように、地域コミュニティーの崩壊につながりかねない、つながるんじゃないかという質問でしたが、この言葉は、やはりしほんでいく、そういうところを、これもやめる、これもやめるというのは本当しほんでいってね。

中止にすることは簡単って言いましょうか、できますよ。何もかも中止、だけでも復活していくってのはなかなかですよ。もう分かってるとおり。

ですから、この繰り返しになりますけども、先輩諸氏が築いた物事を中種子町、町政も何年になりますか。こういった中でしっかりと守るべきことはしっかりと守らなければいけない、これが我々の責務ですよ。

町長、このことをしっかりと町長に理解をしていただいて、教育長にも同じことです。教育の現場の長ですから。

単純にコミュニティーの崩壊にはつながりませんよと、崩壊しませんよという考え方じゃなくて、祭り本来の意味は何かなどいうのを今一度認識していただいて、考えてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね11時10分からといたします。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、池山喜一郎議員に発言を許可いたします。4番、池山喜一郎議員。

[4番 池山喜一郎議員 登壇]

○4番（池山喜一郎議員） おはようございます。

令和7年の早期水稻の集荷も無事終わりまして、JAのほうから実績をもらっておりますので、御報告いたしたいと思います。

集荷が7月15日に開始されまして、最終の集荷日が8月8日というふうな集荷日程になっております。

出荷の実績といたしましては、中種子町が1万600俵、30kgでなっております。一等比率が49.5%、二等が29.2%、三等、11.6%、規格外が9.7%というような状況がありました。

等級格下げの主な理由としましては、やはりカメムシの吸汁被害ということで、カメムシによる等級格下げがあったということでございます。

価格的には、先ほどから話があるように、1万3,500円、1等米というようなことで、大分、価格が前年度からしますと4,000円ぐらいですか。上がっておりまます。

その前からすると倍というような形になってきておりまして、農家にとっては大変生産意欲を高めるような価格になったということでございます。以上で報告は終わります。

一般質問の通告書にですね、私は教育環境についてと、それから水稻育苗ハウスについて、2点を通告させていただいております。

まず、教育長にお伺いをいたしたいと思いますが、教育環境について、今後の学校教育のあるべき姿に関するアンケートを実施されましたか、その詳細と結果について伺いたいと思います。

あとにつきましては、質問席のほうで、進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

〔教育長 鮫島孝則君 登壇〕

○教育長（鮫島孝則君） ただいま質問がありました、池山喜一郎議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

教育委員会におきましては、幼稚園と保育園の園児を持つ保護者の方と小中学校の保護者の方を対象に、今後の学校教育のあるべき姿を問う趣旨でアンケートを実施いたしました。

実施の概要について御説明いたします。

まず、調査の目的は、中長的な本町の児童生徒数が減少していくことが見込まれ、少子化が加速する懸念があるところから、将来にわたって、子どもたちに、よりよい教育環境を確保、維持するために、子どもたちの保護者の方々が、どのような学校環境での教育を望んでいるかを調査することとして、今後の教育環境について考えるための参考とさせていただくこととしたしました。

実施期間は、令和7年7月17日から8月13日まで。

対象は、1家庭1回答としまして、幼稚園と保育所の保護者62名、小学校の保護者244名、中学校の保護者36名、合計342名で、回答や集計の利便性からフォームによるオンラインの回答といたしました。

また、回答に当たっては匿名で取得し、子どもの学年、学校区の属性は、統計的に処理しますが、個人が特定されない形で取り扱っております。

アンケートの設問項目については、大きく4つの観点を設定いたしました。

第1には、小規模校のメリット、デメリットの認識、第2には、現在の学校の在り方に対する満足度、第3には、現在の小規模校対策の成果を上げていると感じる取り組み、第4には、新たな小規模校対策として望ましいものと思われるものという設問として、最後に自由回答意見といたしました。

回答結果についてですが、134名の回答で、回答率は約39%となり、全体的に低かったことが確認しております。

次に、各設問の結果ですが、まず、小規模校のメリットでは、一人一人の学習状況が的確に把握でき、きめ細かな指導が行えるとの回答が最も多く、次に、感想など、発表できる機会やリーダーを務める機会が多くなるといった回答が多く寄せられました。

デメリットでは、PTA活動で、保護者負担が大きいことや集団学習に制約が生じる。切磋琢磨する教育活動ができないといった指摘が見受けられました。

次に、現在の学校教育の在り方についての満足度についてでは、回答の傾向としておおよそ8割の方は、現状には一定の満足感があるという認識が、示されました。

さらに、現在の小規模校対策で成果を上げている取り組みについてでは、交流学習や合同授業の実施、また、システム等を活用した他校との交流などに回答が寄せられましたが、小規模校対策の取り組みについて、よく分からぬ方の回答も多く寄せられております。

最後に、新たな小規模校対策として望ましいと思われるものでは、学校区を見直し、統合を検討するを選択した方が、回答者全体の約半数という結果でした。

回答者が半数以下ではありましたが、この結果について回答していただいた保護者の方々の声として捉え、学校現場の課題把握と今後の教育行政に資するための基礎データとして活用させていただくこととしております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） アンケートの結果等を詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

教育委員会として、この結果に基づいて改善していきたい点等ありましたらお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 教育委員会としましては、今取り組んでおること以外ですね、交流学習について、やはり、1学年1人という子どもさんもいる学校もありますので、他校との交流活動も少し充実していく必要があるというふうに認識をしております。

デジタルの時代ですので、そういうテレビ会議システムを使ったりしながら他校との交流、そういうものに力を入れていきたいというふうには思って

いるところです。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） アンケートによりますとPTA活動に大変負担を感じているというところもありますけども、その観点からいきますと、どのようなことを考えますか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） やはりPTA活動が非常に負担になっていると。小規模校にいらっしゃる保護者の皆様方にとって、PTA活動のみならず、校区の係も掛け持っているという現状もあります。

やはりPTAの役員のあり方、それからPTAの各部のあり方についても見直しをしていかなければいけないというふうな時期に来ているのではないかというふうに思っております。

管理職の研修会等でも、そこはお伝えをしながら改善を図るように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） 今回のアンケートのタイトルから、学校教育のあるべき姿ですが、教育長としてどのように捉えてますか、あるべき姿は。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） やはり授業の主体というやっぱり子どもたちですので、やはり子どもたちが学校生活の中で学ぶべきところ、その中で、やはり望ましい教育環境というのを実現することというのが1番大事ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） はい、ありがとうございました。

次に、町長に伺います。

本町の児童生徒が減少している現状と今回のアンケート結果を踏まえ、子どもたちに、よりよい教育環境をどのように提供していくのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 本町の小学校児童数の現状については、議員も皆様御存じのとおり少子化に伴う児童数の減少、これは顕著なものとなっているところでございます。

そのことから、今回のアンケート調査は、少子化、これが加速する懸念から将来にわたって子どもたちによりよい教育環境を確保維持していくためにも、保護者の皆様へ、今後の教育環境のあり方などについて、その意向を調査したというふうな認識でおります。

よりよい教育環境の提供ということでございますが、現状といたしましては、本町では中種子町教育振興計画で定めた教育行政の重点施策として、将来を見

据えた自立を育むキャリア教育の推進、またＩＣＴの効果的な活用として、ＩＣＴ環境の更新、整備やオンライン教育の推進、教職員の資質向上、また学校施設の計画的な設備改善、安心安全な学校給食の提供など、児童生徒及び学校教育環境の整備充実を図る施策を現在進めているところでございます。

今後につきましては、この基本計画を柱として推進していくとともに、今回のアンケート結果による保護者からの貴重な御意見も、今後の教育行政のあり方について参考とさせていただき、よりよい教育環境の提供ができる方策を考えながら、教育委員会とも連携して努めてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、ただいまございましたＰＴＡ活動の問題、これに関しましては本当に長子さんが1年生に入ってから、2人、3人いらっしゃる御家庭については、もう何年もＰＴＡの役員を続けないといけないというような課題、これは負担になってるというのは、事実なんだろうというふうに思います。

そういったところは教育長のほうにも、学校内で改善できるもの、そういったものっていうのは、早急に改善を図るべきではないかというような提案をしているところでございますし、また今後、やはり子どもの教育の観点、子どもの学力、そして資質の向上、そして、その生活していく上での様々な学びというものがどのように変化していくのかというところも踏まえながら、進めていく必要性があるというふうには認識をしておりまし、より一層、力を重点的に入れていく要素もあろうかと思いますが、また、意見の中に出でてきました統合であったり、そういったことも、いろんな観点から考える必要があるというふうな認識はしておりますし、また、これに関しましては、議会の皆さんのお委員会のほうも立ち上がっていいると思いますので、そこにお呼び頂いて、意見交換をさせていただきながら、眞の教育、そしてまた、あるべき姿というものを、我々もこの変化していく時代の中で見出しながら進めていかないといけない重要なことであるというふうに認識をしておりますので、何卒よろしくお願ひいたしたいと思います。

ただやはり、この議場で語り尽くせぬ様々な検討すべき事項も多々あろうかと思いますので、ぜひともまた委員会等の中で呼んで頂いて、またその中で意見交換、また、勉強会などをさせていただいて、早急に今後の流れ、方針、そういったものをしっかりと固めていく必要性がある時期に来ているのではないかなという認識はしているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） はい。今後の教育行政については、基本計画を基に進めて、改善するところは改善していこうというようなことでいいんですかね。

検討していくと、基本計画を基にということで、今お伺いしたところですが、学校というところはもう地域コミュニティーがやはり特に、つながりが、あるわけですけども、町民全体の意向とかそういうものを伺う計画というのは、学校再編も含めて、そういうところの意向を聞くというのは計画されてますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） このアンケートのとり方にもちょっと教育長には疑問を呈したところであったんですが、小規模校対策、小規模校の教育環境というところが、今の議会で委員会をつくっている中での委員会の方向性というのは、そういうことなんだろうというふうに我々認識しておりましたので、各小規模校に対してのまずアンケートをとるべきで、そこに野間小がもうとったということだったので、その全体的な学校教育という観点からは必要な部分かもしれませんのが、要望として上がってきてる、陳情として上がってきてるものというのは小規模校対策ということでございましたので、野間小もほかの学校に比べると小規模校ではあるんですが、町内、野間以外の学校区の課題なんだろうなというふうに感じています。

そういったところっていうのは、個別に、いろんな意見を聞き取りをしていかないと、なかなか声を出せない人、また、力強く申し立てる人、それぞれいらっしゃいますので、そういったところも、こちら辺は非常にデリケートな要素を含む部分でありますので、子どもの成長状況、それぞれ個々によって違います。

そういったところも、多々あろうかと思いますので、ここに関しては、この施策というよりも、もうちょっと慎重に、我々も議論を重ねる必要がある部分があり、そういった意味では各学校、小規模校であれば、保護者の数というのはそんなにたくさんいないわけですので、教育長、もしくは学校教育課長と連れだって、PTA行事のときにでもちょっと個別に話を聞いたりとか、そういった工夫は早急にやっていく必要性があるんじゃないかというような話もしているところでございますので、次は何をやるんだ、これをやるんだではなくて、しっかりそこはそういったところを踏まえながら方向性を導き出していくため、また小規模校で現在足りていない部分を改善するための策として検討するには、そういったところの要素が非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに感じているところであります、そのように進めていくのがベターだなあというふうに思っております。

また地域コミュニティー、校区の問題というのがありますが、当然今、保育所、幼稚園等に通っている保護者、今現在、在校中の保護者の意見、それが今の子どもたちの教育環境に直接結びつく意見でもあるのだろうというふうに思います。

そういったところで、町民全体に意見を聞く機会をというのは、まだ時期早尚であり、もう少し丁寧に丁寧に聞き取りを行い、保護者の意見を聞き、児童生徒の成長状況を判断し、議論を重ねていくべきものではないかなというふうに感じているところでございます。

危機迫るアンケートに対する御意見があったというのも認識しておりますので、その声もしっかり受け止めながら、また、声の出せない保護者の皆さんとの声も、やはりここは深掘りしていきながら、中種子町に育つ子どもたちがどのような環境で、どのようなことに修正をかけながら、改善をしながらやって

いけばいいのかということをしっかりと検討していくべきだというふうに私は
思い、教育長のほうには、そういったことを話しているところでございます。
以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） やはり大きな問題ですので、町民の合意形成というの
が大事なんですけども、まずは、早急にということじゃなくして、各段階での
意見も聴取してというような状況でございましょう。ですので、ぜひ進めてい
ただきたいというふうに思います。

各学校とか、議会との話し合いとか、そういうのも頻繁にやっていただいて、
また、今回陳情も上がっておりまして、相当関心が高まってきてる問題じ
やなかろうかというふうに思います。

この件について、最後にですね、先ほど、教育長にもお伺いいたしましたけ
ど、学校教育のあるべき姿、これを町長としてどのように捉えますか。

よろしくお願ひします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい。学校教育のあるべき姿、教育長部局での御質問に
なろうかと思うので、私があまり強くつべこべいうのは政教分離の観点から、
あまり芳しくないことなのかもしれません、私が思うには、まず、子どもたち
が安心して学べる環境、安全に学べる環境、これを整備することが、1番な
んだろうというふうに思います。

次に、やはり学校に通うからには、まず学力、体力、そういったものをしつ
かり育て上げること、子どもたちがしっかり学力を身につけていくこと、これ
が大事なことであるというふうに思います。

そういったところをしっかりと押さえながら、大事な部分をしっかりと押さえな
がら進めていかないといけない要素なんだろうなというふうには感じておりますが、
これはもうあんまり正直、ごめんなさい、質疑応答っていうのは、本
当はもう少しこの議場ではなく、ほかの分野で、やはり、様々な意見を議員の
皆さん方の中にも、多々あろうかと思いますので、そういったところも含め、
先ほど来申し上げておりますように、デリケートな要素もございます。

なのである程度方向性が決まった状況であれば、それに対するような意見交
換がさせていただけるような環境をつくっていただければ、声なき声を拾ったり、
そういったことも大事なことでございますので、なかなか表立って見えて
きたものだけを吸い上げてその方向で進めるというのはこれは非常に危険な
要素もはらんでいるというような私は認識でおりますので、丁寧に丁寧に我々
は、教育長のほうに対応、そしてまた検討、研究をするようにという指示をして
ございますので、学校教育に関しては、2点ほど重点としてはそういうふう
に考えております。

社会性、そしてまた地域との人の触れ合い、そういった中で、情操教育も進
められていくものも多々あろうかと思いますので、それはどういうふうにして
いくのがいいのかっていうところも含めて、また、保護者の意見を聞き取り、

再度したりしながら、今以上にいい環境をつくるべき必要があるというふうな認識でございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） ありがとうございます。

私はですね、私なりに、あるべき姿を考えたときに基本的に町内全ての児童をですね、適正規模校で教育を受けさせるというのが、基本的な姿じゃないかなと。集団学習、これを特に推し進めて、人間、動物集団で生活する。これが、当たり前のことであります。やはり、今小規模校も10人そこそことかいう学年で1人しかいないとか、変則型の複式とかいうようなことですね、大変苦慮しております。

先生方も苦慮してますし、子どもたちも、そういう状況にさらされてると言っちゃなんですけども、そういう状況で勉強していただいております。

アンケートの中にも切磋琢磨するとか、それから団体スポーツですね。そういうものも十分にできないとか、いろいろ問題が出てきておりますので、基本的には、やはり大勢の児童の中で学習を進めていくというのが基本的じゃないかなというふうに思いますので、それを述べまして、教育環境については終わりたいと思います。

それから次に、水稻育苗ハウスについて。農業公社の水稻育苗施設更新計画について、令和7年度中に基本計画などの業務委託契約を締結するとしていますが、その進捗について伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい、全体計画につきましては令和9年度の完成を目指して整備を進めております。進捗状況につきましては、施設の規模であったり内容などの詳細を協議、検討している段階でございます。

当初建設費として町有地を予定しておりましたが、用地造成にかかる経費の増加であったり、工事期間の確保が必要となることから、令和9年度の完成が困難になる懸念が生じており、そのため造成が比較的容易な用地の選定について改めて協議、検討を進めているところであります。概算での積算などに時間を要しているところでございます。

今後は、施設の規模などを踏まえた上で建設予定地の選定を早急に進め、今年度中に基本設計の委託業務契約を締結する予定でございます。

今のところ、今の進捗状況はそういう状況でございます。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） 予算についても9月の補正では、まだ見てないんですが、どのような形で考えているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） ハウスの棟数であったり、その最終的な詰めができるおりませんので、基本設計にするに当たっても、その発注がちょっとまだできない予算、補正を組んで予算のお願いをするという段階に来ておりますので、12月議会までにはそこを最終的に決められると思っておりますので、そこで

補正を組み、早急に実施設計を組むという流れになろうかというふうに今のところ考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） それではまた12月の議会でお伺いいたしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） すみません、実施じゃなくて基本設計、ごめんなさい。

○4番（池山喜一郎議員） 私もちょっと基本設計と言ったつもりだったんですが。

はい。12月の議会でまたお伺いいたしたいというふうに思いますので、今後とも引き続き、お願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね13時10分からといたします。

—————○—————

休憩 午前11時42分

再開 午後1時06分

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は戸田和代議員に発言を許可いたします。10番、戸田和代議員。

[10番 戸田和代議員 登壇]

○10番（戸田和代議員） それでは私の質問に入りたいと思います。

朝夕は、どことなく秋の訪れを感じるようになってきました。

先の台風15号は、被害もほとんどなく、また、日本列島は、静岡県をはじめ、水害または竜巻、大きな被害をもたらしております。1日も早く、復興のできる日を願いつつ、我が町も、このままで実りの秋を迎えたらいいかなと思っております。

8月に水害に遭われました始良のせり市場も2、3日前からせりができるようになります、私も同じ農家としてほっとしております。

では、私の質問に入らせていただきます。ごみ袋の過去の4年間の処理料をお願いします。

あとは、質問席で質問させていただきます。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） ただいま御質問ございました、ごみ袋の過去4年間の処理手数料ということでございますので、令和3年度から6年度までお答えいたしたいと思います。

町指定のごみ袋の処理手数料ということでございますので、令和3年度におきましては781万9,428円、令和4年度は838万5,213円、令和5年度は820万208円、令和6年度は792万6,107円の収入があったところでございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） ごみ袋の燃やせるごみの大と小かな。1枚の処理料を分かれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三議員） 町民課長。

○町民課長（織部智博君） はい。燃えるごみ袋の大、こちらが処理手数料が1枚当たり27円です。ごみ袋の小、こちらの方はすみません、単価のほう今把握しております。申し訳ないです。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 今の町長、10枚折りで販売して、おおよその価格分かってますか、大と小の燃えるごみ。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 小売店の金額としては、ばらばらというふうな認識をしています。

大きな方が500円前後、中が300円前後、小というのは、御屋さんから卸してないようで、在庫自体はまだたくさんございまして、町の職員もしばらく自費で購入をしていただいてたんですが、まだまだ在庫が残っているようございまして、御屋さんのほうもちょっと処理に困ってるような状況かなというふうな話は聞いております。以上です。

○10番（戸田和代議員） 処理料は、1枚の大きな袋が大体27円、それから小で30ちょっとだと思います。

町長が言われましたように、価格は把握していらっしゃるかと思います。現在のごみ袋の単価は本当に500円前後、10枚で。小も300円ちょっとです。

何でごみ袋が、その袋を見れば、処理料が含まれていますというのが書かれているんですけど、高齢者なんかはもう見ないで、なしか、あのごみ袋があんに高かとやちゅうっていうもんで、私はこうして処分していただく手数料が入ってるから高いんだよって、おっしゃるわけです。

10枚で販売しておるお店が、ばら売りでしておるお店がもう既にあります。そして私調べに行ったところが、1枚が50円、大でですね。それから小で30何円で買えます。

危険物の赤い袋は、今資源ごみ、拠点集荷になっているもんですから、なかなか自分たちの家庭では、大分使うということがないです。拠点集荷に持っていくもんですからね。

現在のごみ袋の単価を、単価っていうか、もうばら売りをしてもらえないかっていう高齢者とか、それから単身で来てる御家庭とか、そういう方から、もう私は何回も聞いてるもんですから、それができたらいいなと、自分にとっても今、もう物価が、ものすごく高騰してますよ。買い物に行くときには、気合いを入れて買い物に行かないといと、もう本当に大変な時代になってきております。

町民からのそういう声は、町のほうには届いていないでしょうか。ばら売りにしてくださいとかいうのは、届いてないんでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい、現時点では、そういう声は聞いておりませんし、窓口のほうにそのような要望というのもございませんし、また校区長さん、行政連絡員の方等からの要望というのも、現在は聞いていない状況でございます。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 高齢者の皆さん、単身の皆さんが欲しいときに欲しいだけの枚数を買えたらいいのになあっていう声は本当に聞こえます。

今レジ袋は、大きいので5円、小で3円です。有料になったもんですから、このレジ袋の消費っていうのが、大分減ってきて、皆さんエコバッグで努力して、ビニールのレジ袋の削減に頑張っていると思います。

袋がレジのところに並んでいたら、10枚買えなくても、明日ごみ出しだからということで1枚買えば、50円、一度に買えば500円ちょっとかかるんですよ。ですから、それを小売りにして、1枚でも2枚でも、そしたら50円とか100円は出しやすい、買いやすいっていうのが聞こえております。

皆さんに聞いてみると、1度に買うのがもう大変だっていうわけよ。いるときに、いるだけのごみ袋を買いたいという声ですけど、どうですか、町長。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい。自分はこの議員の一般質問の通告の中で、この御質問されるということでしたので、これで初めて1枚ずつ売ってくれという声があるんだなという認識でございました。

大変そこら辺に関しては、議員のように町民の声をしっかり聞き取れてない部分があるんだなというふうに大変反省はしているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 今町長が言われましたように、一度に10枚のごみ袋を買うというのは、負担に思いますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） うちでは、自分がこういったのを食べたいとか、こういうものを飲みたいとかいうときは、自分で買いに行かないといけないシステムがございまして、家内が買い物をしてきたものに対して、意を呈するようなことがあってはならんと肝に銘じておりますので、ごみ袋がもうなかつたろうということで、買い物のついでに買ってくださいというお願いはしますが、500円というのは、10枚まとめて買うっていうのは、確かに厳しい部分もあるかもしれませんあというふうには思いますが、今議員おっしゃるように、単身、それから高齢者でひとり住まいの方とかというのは、中の袋であっても、上手に調理をなさって、する分には、生ごみもそう出づというところで小を活用していただくとかというようなことで、議員提案の1番小さいごみ袋を作ったんだろうなというふうには思っています。議員の要望にお答えして。

そういう中で単価的に見ると、やっぱりちょっと高いですよね。中になる、小になると入る容量からしたときに。

そういう点もあるので、特に単身の方、高齢の方とかは、ごみ袋大を買っても、次のごみ出しにはいっぱいならないというようなこともあるんだろうなと思います。非常に買いにくい要素はあるかもしれないなとは思います。

ですが、ごみを2週間も3週間もいっぱいならんからといって、そこに置いとくのもやっぱり、ちょっと臭いもしてきたりとかいうものもあるので困るだろうなあとは思いますが、ビニール袋が豆腐とか、刺身のごと腐ったり、使えなくなったりするものではないので、ちょっと1回買うのは大変かもしれません、買っていただいて、辛抱しながら使っていただくというのもありなのかなというふうに感じております。

ですので、それが高いか安いか、それは安いほうに越したことではないと思いますが、大体、月に1千何百万、町としては、ごみ焼却場での処分料というのを負担させていただいている年間で1億4,000万ぐらいは。施設の整備分も合わせると2億弱の負担をさせていただいている。そういうところですでの、受益者負担というような観点から、そこにも御協力を頂くというような形で販売をさせていただいているところでございます。

そこら辺については御理解を頂ければなというふうに思っております。

500円、安くはないと思います。私も、はい。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 今町長が言われましたように、町としての負担金も1億何千万かかるわけですので、結局ごみ処理場の1枚にかかる処理料っていうのも、私たちは分かります。

で、欲しいときに、1枚か2枚、500円出すよりは、今日の買い物で2枚ぐらい買っていこうかなといえば100円は出せる。そういう柔軟な行政サービスを望んでおると思いますけど、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 当初申し上げましたように、卸屋さんのほうに、広域の事務組合としては販売をするわけですね。それから卸屋さんが、各小売店に販売をします。

ですので、小売店での販売価格というのは、それぞれの町、それぞれの場所によって違っていきますし、当然、出る量もあったり、購買量によっても単価も違ってくるところもあるのかなというふうに考えています。

議員おっしゃるように、そういう声を丁寧に対応する、もうそれはもうおっしゃるとおりのこととございますが、小売店に対して、1枚ずつ売りなさいというのは、行政サイドからの文言では、ちょっと違う部分があるのかなというふうに感じます。

厳しく言えば、これ僕はまだそこら辺勉強していないんですけど、独占禁止法であったり、販売の価格であったり、そういうものを行政が決め込むっていうのは、違う要素なのかなあと思いますので、販売の形態については、卸した

業者さん、卸しからまた購入した小売店さんの判断に委ねる部分が多いのだろうというふうに思います。

以前、南日本新聞にも掲載されておりましたが、中種子町の小売店さんが、レジ袋を5円、10円というお金を取る前に、もうごみ袋をそこで1枚ずつ販売して、そのごみ袋に入れてもらって、中のものを出した後にはごみ袋として使ってもらおうという工夫をされてるという販売店さんも見受けられましたので、ここら辺につきましては、そういった販売店さんの企業努力であり、ユーザーニーズをしっかりとつかんだ要素なんだろうなあというふうに感じるところでございます。

ですので、地域の小売店さん等にお願いをしてみるとか、そういったのを議員さんのほうでやっていただいたほうが、スムーズに事が進んでいくのかなあというふうに感じるところです、正直に。

それは決してできないとか何とかではなくて、行政からそれを通達として出す、そういうことっていうのはちょっと厳しい要素があるので、地域の皆さん方が1枚ずつというようなこと、それに関して販売手数料、そういったものっていうのが出てきますので、そこら辺に関しては我々があまり進言できない要素もあるのかなというふうに感じています。

議員のおっしゃる、そういった柔らかい対応っていうのは、十分必要だというのは十分認識しておりますが、議員さんの近くの小売店さんとかがあれば、そこら辺に議員さんのほうからでもそういう御提案をしていただくというのが近道かなというふうに考えておりますので、ぜひまた、そこら辺もチャレンジしていただければなというふうに考えております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 今町長が言われましたように、小売商店等が、ばら売りでもいいよって言ったら大丈夫なんですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 販売の仕方までは規定しておりませんので、そこら辺は自由でいいんだろうというふうに思います。

ただ、卸屋さんから購入する金額というのは変わりませんので、ばら売りをしても。要は販売手数料、それを気にされる小売店さん、もしくはお釣りの問題、いろんな問題というので手間になるから、もう10枚まとめて買ってよっていう小売店さん、多々、それぞれの形態によってあろうかと思いますので、そこら辺は小売店さんが1枚ずつ売る分に関して法的規制も何もございません。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） 分かりました、第6次中種子町長期振興計画、この中に2021年から2030年の間に取り組む目標、長期振興計画、SDGs、17の目標があります。

その中の11の目標の中にですね、住み続けるまちづくり、小さなことだけ

ど、毎日身近になくてはならないごみ袋なんですよ、自分の家庭でも毎日ごみが出てきます。

今は袋も、もういろんな袋がありますよ。その中で、やっぱり1度にまとめて出すごみ袋、これをどうしても町の、それこそ環境問題として、私は、できるだけ行政のほうからも、私のほうからも、商店とか、そういう店舗にお願いして、町民がいるときにいるだけの袋を購入できるような体制づくりをしていただけたらなど私は思っております。

これからも町民が、さっきも言わされましたように住みやすいまちづくり、環境づくりが必要かと思いますので、できれば行政のほうからも、こうした指導ができたらいいかなあって思ってるんですけど、最後になりますけど、行政のほうからも、こうした悪いことじゃないですから、小さい取り組みですから、指導をできかねますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 町が販売店に協力を依頼することなどにつきましては、

公正取引委員会が示す、行政指導に関する独占禁止法上の考え方の中に、各販売店に対して価格であったり、数量に影響を及ぼすような行政指導、これは公正かつ自由な競争を制限して、また、阻害するとともに独禁法違反行為を誘発する可能性があるというようなところがございます。

だから、議員からそういう提案があったので1枚ずつ売ってくれんでしょうかっていうのは、ちょっと慎重にならざるを得ない要素があるだろうなというふうに考えていますので、議員の皆さんから、おっしゃっていただく分には問題ないのかなというふうに思うので、近くでいつもごみ袋を買い求めておられる店舗のほうに、またこの次お買い物に行った際にでも、1箇所そういうのをやってるところがあるみたいだけど、どうみたいな体で御提案をしていただくのが1番手っ取り早いのかなというふうに思うところでございます。

御理解を頂ければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 10番、戸田和代議員。

○10番（戸田和代議員） これで私の一般質問は終わりますけど、最後になりましたけど、住みよいまちづくり、環境づくりを行政も一体となって、私も本当に努力します。

地域の皆さんに応えるように、商店街にも行ったときには、そういう声がありますから、どうですかっていうことを伝えて広げていきたいと思います。これで質問を終わります。

○議長（迫田秀三議員） 次は、大町田勇希議員に発言を許可いたします。

1番、大町田勇希議員。

[1番 大町田勇希議員 登壇]

○1番（大町田勇希議員） 議長の許可を受けましたので発言いたします。1番大町田勇希です。

今回大きく4項目質問をさせていただきます。

まず、1項目、特定地域づくり事業についてですが、こちらについては、全

国で 123 組合ほど認定されており、鹿児島県内でも 10 組合ほど認定されている事業になります。この事業について、個人としてはすごく人の交流もできるいい事業だと思うので、広報といった意味も含めて今回質問させていただきます。まず一つ目、この本事業の目的について伺います。

以降の質問は質問席から伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） ただいま大町田議員からの質問の中で特定地域づくり事業について、この事業の目的についてということではお答えいたします。

特定地域づくり事業の目的でございますが、地域の総合的な活性化と持続可能な地域づくりを力強く推進することにございます。

特に、マルチワーカーと言われる季節ごとの労働需要などに応じて、複数の事業者に従事する労働者派遣事務などを行う特定地域づくり事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行うことが主な目的となっております。

特定地域づくり事業協同組合の設立目的につきましては、地域の人口減少が著しく進行する現状を踏まえ、地域産業の維持再生と地域社会の持続的な発展を両立させることにございます。

具体的には、地域の農林水産業、商工業を初めとする地域産業の担い手不足に対応し、域内外の若者などを雇用し、就業機会を提供することで、地域経済の活性化を図るとともに地域における人材の育成と定着を促進してまいります。

これにより地域の営みを支える基盤を強化し、人口減少の影響を緩和することを目指すということを目的にした事業でございます。以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。先ほど答弁の中で人口減少対策というような一面もあるのかなと思ったんですけど、そういう認識でよかったです。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） これが軌道に乗りました移住定住につながる観点から言いますと、人口減少対策にもつながっていく可能性はあるのかなというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。この事業なんですけど来年の 4 月以降スタートするというところで、今現状、この事業へ参入しようと予定している事業者数とか今現状で分かれば教えていただきたいんですけど。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 9 月 24 日に認定式というものを行って、この事業をまず認定してもらって、国からの予算等を使いながら進めていく計画となっております。

そういう中で、10 月 1 日から認定を受けますので、始まるというところで

ございまして、現時点では5事業者が加入しておりますが、今後裾野を広げていく活動にも当然力を入れていくべきだというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 5事業者が参画予定だといったとこだったんすけど、この事業者自体、どういった職種とかですね、例えば農業だったり1次産業、もしくは商工業だったりの2次産業もしくは3次産業、こういったものがそれぞれ職種として分かれていると思うんですけど、これどういった職業が特定的に多いのか若しくはばらばらで事業者のはうが、違う職業ごとで入ってるのか、分かれば教えていただきたいですけど。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 現時点では、小売店であったり、農業であったりというところで5名程度の参画というようなことになっております。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 5事業者っていうのが果たして多いのか少ないのかという判断はなかなか私のほうではできないんですけど、これもしも、仮に10ぐらいの事業者がいたとします。

そのうちの半分以上が農業で同じ生産をされてるもの、こういった場合、繁忙期というのが重なってしまって、恐らくこの事業自体のメリットが生かせなくなる可能性があると思うんですけど、そういったところリスクはお考えでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） すみません、先ほど現時点での加入者が、私も勘違いしておりまして5事業者と申し上げましたが、6事業者でございました。訂正させてください。

確かに今おっしゃるように、農業法人等がたくさん参画をしていただけた場合には、当然、限られたパイの中で、その配置をしていく必要性があるというところでは、なかなか届かない部分もあるのだろうというふうに感じておりますが、ベースとしては、このシステムを使いながら、呼び込む術をまずここに見出していきましょうということでございます。

今企画のほうでもお試し体験移住、そういったものもやっていますので、そういう中で、1ヶ月とか、2ヶ月とかいう間に、こういったもので活用していただきながら所得も上げてもらって、実体験をしてもらうというような形もとりながら、そこが気に入っていただければ、引き続きその中でやっていく。

もしくは、ここを抜けて、参画してる事業者のところへ就業するというような形、いろんなパターンが出てくると思いますが、今議員おっしゃるようなマイナスの面というのも出てこないわけではないという認識はございますし、そこは調整しながらやっていくということで、まずはキックオフした这样一个段階だというところで御理解頂ければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。先ほど答弁であったお

試し体験移住ですか、これと併用して事業を使うというのは非常に今後発展性はあるのかなと思います。

次の質問です。この特定地域づくり事業、こちらの本事業が町民に与える経済的影響がありましたら教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） この事業を活用して、本格的にこれが軌道に乗っていく方向で頑張っていくんだろうというふうには思うんですが、現時点で、明らかにこういう結果が出てきますというようなことはまだ断言できない時点なのかなというふうには考えておりますが、直面している人口動態の変化であったり、地域産業の活性化というところ、またそういった課題を解決するに資する重要な経済基盤となり得るのではないかというふうなイメージを持っております。

地域人口の減少であったり高齢化、こういったものが進む中で、町内の農林水産業また地域産業の人材不足などを少しでも補い、またそういった人たちに就業機会を創出する仕組みとしては、地域づくり、人材、地域づくり人材、そういった人たちのベース、拠点として機能するようなことをイメージして、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） これ私個人的にはこの経済的影響というものは、島外から人が来ればそれなりに生産、消費活動が出てきて、商工業に関してはある程度、経済的プラスの効果が出るのかなと思ってはいるところなんんですけど、ちょっとなかなか今々事業がスタートしていないといったところで、そこを臆測というか、推測するのは難しいっていうのは十分分かりました。

次の質問なんんですけど、今後、本事業がどのように発展すると考えているのか、お考えをお聞かせください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 10月1日からキックオフしてやり始めるという中で、いやこうしていくんだよっていうふうなイメージを持っておりますが、なかなかそれには、短期間では結びつかない要素もあろうかと思いますが、今は先ほど申し述べましたように地域の人口減少であったり、雇用の拡大に向けて、事業を活用して、そういった人材をまず本町で経験してもらい、そしてまた本町が住みやすいまちだというような認識をしっかりと持ってもらった中で、移住定住に結びつけながら、その人口減少による、その業務のリカバーをしていただくようなことをイメージしておりますので、飛躍的に大発展するっていうわけではございませんが、持続可能なこの地域の産業づくりに貢献していただけるよう、そこについては我々も注視していきながら、今後またいろんな、提案等も議員の皆様から頂きながら、それを発展させていくべく頑張る必要があるんだろうなというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員）　この事業について中種子はこれからということで、今現状種子島島内で西之表市、南種子町がもうスタートされているところではあるんですけど、これ、ちょっと、なかなか珍しい例なんんですけど、沖永良部島には知名町と和泊町というのがあります。

この2つの自治体で、特定地域づくり事業というのを今現状やってるところなんですけど、これ全国でもまだ1例だけなんですけど、同じように島内全域でですね、西、中、南、共同して事業発展させていくのはいかがかなと思ってるんですけど、どうでしょうか。

○議長（迫田秀三議員）　町長。

○町長（田渕川寿広君）　可能性はないわけではないとは思いますが、現状として、うちで事業者募集というようなものをあちこち相談をしながらやってきましたが、やっとそれが整ったという状況です。

この事業に関する説明であったり、いろんなものというのはちょっと時間を用しておりました。

ですが、今、スタートしたところでございますので、今後、西之表、南種子等の話も聞きながら、いろんなところで条件がかみ合うようであれば、そういった形づくりもできるのかなというふうには考えますが、今現状は、このスタートをまず軌道に乗せながら、急激には無理だと思うので、ゆっくりとは言いながらも、しっかり対応して、こういったものを活用したことが実っていくよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員）　1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員）　はい、ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。次については、教育長に対する質問です。

今回先ほど同僚議員のほうからも似たような御質問あったと思うんですけど、重複するようなところあるかもしれません、よろしくお願いします。

まず、教育委員会が実施したアンケートですね、こちら、先ほどの答弁でもあったんですけど、今年の7月に諸中学校、小学校、あと未就学児の保護者に対して配られたアンケートということだったんですけど、今回実施した今後の学校教育のあるべき姿に関するアンケートは、学校再編もしくは統廃合を見据えた上でのアンケートだったのか、お答えをお願いします。

○議長（迫田秀三議員）　教育長。

〔教育長　鮫島孝則君　登壇〕

○教育長（鮫島孝則君）　はい。大町田議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

このアンケート、学校再編もしくは統廃合を見据えてのアンケートなのかということについてですが、本アンケートの趣旨についてですが、先ほども御説明いたしましたが、設問等も見ていただければ分かると思うんですけども、再編とか、統廃合を前提としたものではなくて、少子化が進む状況のもとで、地域の実情に応じた今後の学校教育のあり方、これを広く捉え、現状の課題と地域のニーズを幅広く聴取し、今後の教育環境を持続可能で質の高いものにする

ための方向性を探ることにございます。

保護者の声を丁寧に拾い上げることで、地域の実情に応じた適切な施策を見極め、子どもたちにとって、最善の教育機会を確保するという観点から検討を進めるためのものでございます。

質問の中でもありますが、小規模校のメリット、デメリット、学校のあり方について、現在の満足度、現在の小規模校対策の満足度、新たな小規模校対策として望ましいものとして現状を正確に認識するとともに、保護者が何を重視するのか、何を改善すべきと考えるのか。具体的に把握するための設問となっております。

最終的に得られた結果を踏まえて、地域の実情に即した支援のあり方、学校教育のあり方を検討するアンケートとして位置づけております。以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

このアンケートを実施することによって保護者が何を求めてるのかを知りたいといった趣旨だったのかなと思います。

ただ、そこでちょっと私疑義が残っておりますのが、この設問についてなんですけど、半分以上が小規模校についての設問となっておりました。そのほかについては小学校の評価に関する部分です。

ただこれは、はっきり言って小規模校に行っての方しか分からない内容だと思うんですよ。

プラスアルファ言うなれば長子が未就学児の御家庭というものはそもそも小学校今現状どうなってるのか分からぬといいうのが、実態だと思います。

そういう実態を踏まえると、このアンケートの依頼をした範囲っていうのは、果たして適正だったのかどうか、若干ちょっと疑義が残るんですけど、そちらいかがでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。教育委員会の中でも、いろいろと議論を尽くして、この小規模校における統廃合、再編の声というのが、やはり小規模校からよく上がっているということを踏まえまして、小規模校とそれから、そこに上がってくるだろうと思われる未就学児、そういったのに焦点を当ててアンケートをとってみたらどうかなということで、質問を作成してアンケートを実施したところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。とするならば、私は最初に質問したところは、あながち学校再編もしくは統廃合見据えてるように、今の答弁だと聞こえるんですけど、そこは、最初の答弁では見据えてないということですけど、どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 子どもたちの出生率が下がってきているということ、こ

のままの状態でずっと進むのかということも、危惧するところではあると思いますのでそういう声が上がっている以上、そういう規模の学校にどういうお考えなのか、学校教育として改善すべきところはないのかどうかというところを含めてのアンケートというふうに捉えております。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

次の質問です。若干の同僚議員の質問の中で、ちょっと出たところあるんですけど、このアンケート結果については公表するのか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。公表につきましては、昨日、定例教育委員会が行われましたので、委員の皆様方にもアンケート結果をお示ししまして、それが終わった後、町のホームページに公表しております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） すみません。それはもう既にホームページに載ってることがあります。教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい、ホームページ上に載っております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。私もちょっと確認不足でした。失礼しました。

次の質問です。このアンケートの結果によってですね、教育委員会として、今後何かしらの方針というのは出すのか、今分かっていれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） アンケートの結果につきまして、保護者の方の貴重な御意見、それから教育委員会として真摯に受け止めながら、現状の教育環境を維持・向上させるための方針づくりの重要な根拠と捉えているところでございます。

結果によると回答者の半数は、小学校統合を検討する選択肢として挙げられている現状、それから児童数減少という現実がもたらす影響の大きさを示すものと受け止めております。

方針の決定にアンケートの結果をただ単に反映させるだけでなく、学校現場の実情、児童生徒の多様な学習ニーズ、教育資源の適正配分、教員の資質向上の取り組み状況、それから地域の実情、さらには財政状況と国が示す方向性との整合性を総合的に勘案する必要がございます。

そのために方針の方向性を整理する必要がございますので、方針を示すべく、今後も調査研究を進めていかなければならないというふうに判断しております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 回答ありがとうございます。

先ほどの答弁によると、何かしら方針を示していくとあったんですけど、これ示すとすれば、その時期だったりとか、どれぐらいの段階で、さらにアンケートをとるのか、とてから、さらに方針を示していくのか、もう少しそこの、どういうふうに方針を示していくのか具体的な今々構想があれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい、ありがとうございます。

具体的にはですね、いついつということははっきり申し上げられませんけども、今回のアンケートの回収率が5割を切っているという状況も踏まえますと、やはり、それは終わりということではなくて、やはり残りの方とか、また再度御意見をお伺いしないといけないのではないかというふうに思っているところです。

先ほど町長からもありましたけども、各学校、その保護者との御意見を聞いたりしながら、それを聴取しながら、地域のアンケート、地域の意見はどうするのかとかですね、そういったのも踏まえて、何かしらの方針等がもし出るのであれば、お示ししたいなというふうには考えているところです。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

なかなかすぐすぐにその方針を出すっていうのは非常に難しいですし、先ほど同僚議員の質問でもあったんすけど、本当センシティブな問題だとは思います。

ですが、子どもたちのことを思って、大人が何かしら行動するというのはすごく私個人的にはいいことだと思いますので、ぜひとも私も含めてですね、大人が子どものためにできることを1個ずつできればなと思っておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

次の質問です。次の質問なんすけど、これすいません。前回の議会においても、ちょっと質問させてもらったんですけど、これちょっと違う角度からちょっと質問をさせていただきます。

中種子中学校の制服が来年4月から変わるといったところを受けて、この制服変更における意思決定についてといった項目で質問をさせてもらいます。

前回議会の際にですね、教育長の答弁の中で、制服の変更決定は校長にあるとの答弁頂きましたが、その根拠となる規則などあれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。御質問ありがとうございます。

前回の6月議会において中学校制服の変更について御質問があったわけなんすけども、このことについては、各学校で保護者等との協議をした上で、校長が判断するものだということで、お答えをいたしました。

制服の制定をはじめ、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則の在り方は、特に法令上は規定されておりませんが、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長、発達していくために設けるものでござ

います。

各学校が教育基本法等に沿って、教育目標を実現していく過程においては、児童生徒の発達段階、学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校運営の最高責任者である校長が、社会通念上、合理的と認められる範囲において定めるものというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） ちょっと私、1番焦点として聞きたかったのは、何かしらその意思決定というか変更の決定ができる規則はあるのかといったところなんんですけど、今の答弁だとないということでおろしいですか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） その規則というのはございません。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。ちょっと私もこれ気になったんで結構いろいろ調べてみたんですよ。そうしたところ、中種子町内においては町立学校管理規則というものが示されております。

この中においては、教材に関しては、教育委員会が採択したものを使用しなければならないというような明記があるんですよね。

もしくは、変更する場合には教育委員会が承認をするという一文がありまして、ここには、制服は該当、準用されないのかなと思ったんですけど、どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。一応制服の選定とかそういうことに関しては、校則に生徒指導提要の中にも、校則というところに示されているところでもありますので、そういう制服については、学校の判断ということになろうかと思います。必要があれば、指導助言等は行います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 前回の議会のときも、やっぱりちょっと違和感があったのが中種子町内に1校しかない中学校の制服を変えるってことは中種子町内の中学生の制服を全部変えるということと同意なんですけど、これに関して教育委員会は特に承認もしないといったところでしょうか、教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） あくまでも、学校長の判断ということになりますので、教育委員会としては、いろいろと学校に対して言うべきではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、分かりました。

ただやっぱ気になるのがですね、先ほど紹介した町立学校管理規則といったところの中に、第56条なんですけど、経済的負担の軽減ってあるんですよ。

これ学校は教材の選定に当たっては保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならないってあるんですけど、ここは、そういった校則だったり学校で使用するもの、こういったものには適用されないといった認識でよかったです。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 保護者の経済的負担の軽減については、これは学校のほうにはもちろん指導していく立場であるというふうには思っているところです。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。何となく誰が決定権者であって、どこが主導するのかってのは分かったところなんですけど、それも含めて次の質問なんですが。この制服変更におけるプロセス、経緯ですね、こちらに問題はなかったのか、お答えください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） ありがとうございます。

プロセスに問題がなかったのかということなんですが、令和4年に改定された生徒指導提要の中で示されたように児童生徒が自分事としてその意味を理解して、自主的に校則を守るように指導していくことが重要となっておりますので、教育委員会としましても教師による一方的な押しつけにならないよう、町内の学校に指導しているところでございます。

今回の中種子中学校の制服変更につきましては、この流れを重視して、生徒の意見を尊重して計画し、生徒会、それからPTAの代表者等を含んだ検討委員会を開催して、制服の変更を進めているということでした。

前回議員から保護者等への周知が十分ではなかった点については、御指摘頂きましたので、生徒が自らの学校生活を主体的に考えて、校則の改善を計画していることも含めて御理解頂けるよう、周知していくように指導をいたしまして、中種子中学校としても、制服変更に至った理由や具体的な変更後の価格等に関する説明の文書を作成し、小中学校の保護者に配付したところでございます。

移行期間も長く設定するなど、保護者の負担を考慮した配慮も盛り込まれているというふうに感じているところです。

このプロセスに問題がなかったかどうかという御質問ですけども、このような経緯を踏まえましても、足りない部分がある部分もあったろうと思いますけども、これまでの制服に関する課題を生徒が主体的に考え、変更していく。そういうプロセスを尊重し、移行期間の負担についてもどうか御理解頂けたらというふうに思っているところです。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

自治体に中学校は1校しかなくて制服を変更した例っていうところで、いろいろ調べると北海道の中札内村というところも、やっぱりいろいろと変更に関

しては苦労したようです。あと秋田県の三種町とかですね。

ただ、どこの自治体も共通して言えることなんですが、まず、時代の流れによるジェンダー配慮の部分、そしてその制服の機能性の部分で、もう一つ最後なんですけど経済的負担の面を考慮し、大きくこの3要素を考慮して、制服変更を決定すると、どこの自治体もしておりました。

ただ、先ほど言ったプロセスは、決定ありきで決まっているところがあるのかなと。なぜならばというと、その最後の経済的負担の要素、こちらを考慮せずに決定したプロセスのように感じるんですけど、そちらについては問題なかったでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 制服の選定については、保護者の経済的負担の軽減ということで、文科省のほうからも依頼通知がきているところではございます。

そういう経済的な配慮、金額の設定についても、一応中学校のほうでは、制服の選び方っていうか、ブラウスだったりとかリボンだったりとかそういうふうな付属品も含めて、なるべく負担にならないようにということで、選定を進めているというふうには伺っております。

以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） すみません、私が言ったのは、もう来年の4月に決まりますよと。なのに、金額等が分からぬまま方向性だけ決まったと、方向性というか決定事項ですね。

ですがこれ先ほど問うているのは、そういった経済的負担を考慮せずに、先行的に決定してしまったこれに関して問題はないのかという御質問です。

よろしいですか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） その経済的な内容については、やはりしっかり保護者に説明をして納得して、やっぱり決めていくべきのものだというふうには思っております。

そこら辺の説明が足りないのであれば、これは再度、中学校のほうには指導したいなというふうには思っているところです。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。これちょっと私やっぱ疑義が残るのが、私が一般質問通告書を出してからいきなり中学校から全部の小学校に制服変更の通知がいったり、差額いくらになりますっていう通知が小学校に渡ってきました。

果たして、それをしっかりとちゃんとプロセスを追っているのであれば、もう少し早い時期に出していたはずであります。なので、私このプロセス自体に問題はなかったとは言い切れないと思います。

先ほど答弁の中ありましたけど、説明が足りていないのであれば説明をするといったところだったんですけど、実際これ、明確な説明をもらっていないけど、何か変わるよっていうようなことを言われている保護者いました。結構な

数ですね。

ぜひともですね、どれぐらい要望あるか今々わからないんですけど、こういったある程度毅然とした態度を出すのであれば、どこかのタイミングで、こういう理由で変わりましたというのを明確に保護者サイドにも説明会等を設けるべきではないのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。大町田議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） であれば、どこかのタイミングで説明をしていただけ
る、こういった認識でよろしかったでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい、中学校のほうには指導したいというふうに思って
おります。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

ぜひともしていただきてですね、皆さんがちょっと不満に思ってること、これ
を少しでも解消していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願
いします。

最後の質問になります。

これちょっと、教育長のほうに聞こうかちょっと迷ったんですけど、予算と
いう枠組みがある以上、予算編成権と執行権を持ってる町長のほうにお伺いし
たいと思います。

就学援助制度についてなんですが、こちらについては中種子町の教育委員会のほうで定められている制度ではあるんですけど、この就学援助交付規則と
いうものがありましてこれを基にこの制度があるわけであります。

この制度自体については平成29年10月以降変更されていない状況です。
今々、物価高であったり、経済的負担が増加する中、変更は、今現状されてい
ない状況です。

そのため少子化、物価高騰の現状を踏まえると予算を確保し、交付対象者の
拡充、交付金の増額を検討してみてはという質問です。よろしくお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 就学支援金を増額しろ、就学支援金をもらえる人をもつ
と増やせという御提案かと思いますが、先ほど戸田議員からもありましたが、
住みやすいまちづくりのためには、大事なことなんだろうというふうに認識は
しております。とはいえ、給食費の無償化であったり、様々な、この子育て世
帯の負担、これの軽減、また、育てやすい環境づくり、そういうものには大
分予算も投じておりますし、今回もまた、この子どもたちが使うタブレット、
これももう更新時期に来ているということで、そこそこの予算を投入していくか
ざるを得ません。

そういうところを鑑みながら、状況判断しながら、制度の改善、これまでも就学援助につきましては、入学してから支払いをしてたものを、議員の皆様からの提案等もあり、就学前に交付できるように制度を改正するなど、年次的に様々な部分で改善するところはしているところもございますので、そこら辺も見図りながらやっていく必要性があると思いますし、そこら辺については、教育長部局のほうからしっかり根拠を持ってこの予算をというような要望が上がってくるのかなというふうに思います。

そこら辺が上がってきても、また財政のほうと協議をしながらの話になろうかと思いますので、御理解頂ければと思います。

決してもうしませんということでございませんので、御理解頂ければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、分かりました。

物価高騰って結構、現役世代に直撃しててのような気がしてて、確かに食料品もかなり上がってきてる。さらに言うと、先ほど制服の話もありましたけど、この制服っていうのも今現行で使われているもの、これも年々どんどん値上がりしております。

さらに今回制服変更になったところで、さらに学ラン、セーラー服からブレザーになってちょっと金額が高くなってるんですよ。今回。

これ、さっき学校長が変更決定をしたといったところで、言うて子どものため、ジェンダー配慮とか、そういうもので変更したにしろ、そこをやっぱ配慮するためにその差額分ぐらいを何かしら予算の補填とか補助というか、そういうものはできないんでしょうか。教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） すみません、私も制服の現物自体はもうちらっとしか見たことがないので、分かりかねるところなんですが、大体、既存の制服よりも高いのかなという判断をしました。

その変更するに当たっては、生徒主導で、そしてまた保護者も入り、PTAも入り、学校も入りという中で合意形成を得て、それに変更する。当然その中では、お金の話も出てきたんだろうと推測します。

それでもいいから、これに変えるんだというような思いがあってやられたものなんだろうなというふうな認識をしております。

当然のことながら一部負担をしますよということになれば、何で私のときに変えてくれなかつたの。今出る人にはいくら出るのというような税の公平性の観点から考えたときに、現状で制服に対しての差額分の補填はできないのかということは、現状ではできないというふうなお答えしかできないのかなというふうに考えております。

ただし、やはり物価高騰対策であつたり、いろんなものっていうのは、当然非課税世帯含めた、そういうところは国の支援等も年々ついておりますし、そういうところでの対応ではおぼつかない要素もあるのかもしれません。

それなりの支援はしているのではないかなというふうに考えております。

非常に難しい御質問なので即答はできかねますが、現状では支援というものは今私の頭の中にはちょっとございません。

それよりも、そういったことも踏まえて、生徒が、また保護者が、そして学校がそういうふうに変えるんだよっていう強い意志を持って、変更に至った、当然、途中のプロセスに落ち度があったにしてもそれを改善、説明して理解を求めるという努力を校長にはしていただきたいというふうに考えております。

校長も一生懸命考えられたんだろうというふうに思いますけども、生徒会の皆さんとか、PTA役員の皆さん等も含めた中での協議だったんだろうと思いますが、それが末端まで届いてないという事実を議員が聞かれているということ自体は事実でありますので、そういったところも含めて、まず丁寧な説明をする必要があるというのを私も感じるところであります。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） なかなか特定のところに予算をつけるのは難しいというのも重々分かりました。

ただしかしながら、なかなか苦労されている方も今現状いるわけで、そこでちょっと一つ私提案なんですけど、もう私大体2ヶ月に1回ぐらい座談会を開いて、いろんな方々からの意見聴取をしているんですけど、その中に面白い意見があって、今回制服変わるよって言ったところで、ブレザーが確かに男女共通なんですよ。

これを、どこが主導になるかは別として、例えば、委託事業として、今流行りのサブスクっていうんですか。要は、制服を借りて返してっていうのをそのブレザーだけやってみるような事業とかをそうですね、行政主導で進めるのは難しいと思うので委託事業としてやってみて保護者への負担を減らす、そしてかつ、そういったSDGsの観点からも非常にいい提案だなと思ったんですけど、こういったものを事業としてやってみるのはどうでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 行政としてそこら辺に関与していくことが非常に難しい部分があると思いますので、それはもう学校、PTA単位でやられると面白いのかなと思います。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、分かりました。

これについてはなかなか限られた予算の中で、限られた使える枠というものはあるとは十分認識しているんですけど、非常にその中でも一生懸命行政サービスを成り立たせてくれているので、無理にとは言えないところであるんですけど、ぜひとも考慮していただければなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開をおおむね14時40分といたします。

-----○-----

休憩 午後 2 時22分

再開 午後 2 時36分

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第6 報告第3号 令和6年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（迫田秀三議員） 日程第6、報告第3号、「令和6年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） それでは報告第3号について説明いたします。

地方財政健全化法により、地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政健全化比率の指標について毎年公表することとなっており、1つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。

また、公営企業についても資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定することとしております。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はあります。

実質公債比率は11.3%で、前年度に比べ0.4ポイント増加、将来負担比率は前年度は3.5%でしたが、今回の算定では該当なしとなりました。いずれの指標も現時点では早期健全化基準を下回っている状況でございます。

今後も財政指標に留意をしながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

監査委員の意見書とあわせて報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第7 報告第4号 令和6年度中種子町一般会計継続費精算報告書について

○議長（迫田秀三議員） 日程第7、報告第4号、「令和6年度中種子町一般会計継続費精算報告書について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 報告第4号について説明いたします。

令和5年度に継続費として設定し事業を進めておりました種子島こりーな

空調設備更新事業及び種子島こりーな空調設備更新事業施工管理業務に係る継続年度が令和6年度をもって終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により別紙精算報告書により報告するものでございます。

種子島こりーな空調設備更新事業につきましては、実績額は2億4,530万円となり、同施工管理業務につきましては、実績額476万3千円となっております。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

-----○-----

日程第8 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三議員） 日程第8、議案第38号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第38号について説明いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第39号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三議員） 日程第9、議案第39号、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第39号について説明いたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第40号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三議員） 日程第10、議案第40号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第40号について説明いたします。

栄養士法の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第41号 中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三議員） 日程第11、議案第41号、「中種子町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第41号について説明いたします。

本条例に引用する鹿児島県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱及び重度心身障害者医療費助成事務取扱要領等の一部改正に伴い、マイナ保険証への移行による医療保険資格情報の確認方法変更のため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第42号 中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（迫田秀三議員） 日程第12、議案第42号、「中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第42号について説明いたします。

公職選挙法施行例の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い関係条例の一部を改正するものでございます。

改正内容としましては、近年における物価の変動などに鑑み、選挙における選挙運動に関し、選挙運動用の自動車の借り入れ、燃料の供給、ビラ作成の公営

に要する経費の限度額を改めるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第43号 字の区域の変更について

○議長（迫田秀三議員） 日程第13、議案第43号、「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第43号について説明いたします。

平成29年度に着工し、令和8年度完了予定の中山間地域農業農村総合整備事業（一般型）熊野地区で区画整理を実施した区域の換地処分に伴う同区域内の字の区域の変更を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、農林水産課長に説明をさせます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 農林水産課長。

○農林水産課長（秋田幸博君） 議案第43号の詳細について説明いたします。別冊の説明資料を御覧ください。資料は、字区域変更箇所の位置図と別紙の一覧表、字区域変更図でございます。

令和8年度完了予定の中山間地域農業農村総合整備事業（一般型）熊野地区の換地処分に伴う字区域の変更箇所は、資料の1ページ目の位置図に朱書きで示しておりますとおり大字坂井の熊野地内に位置します。地区面積は10.5ha、関係農家が50戸でございます。

別紙資料の2ページ目を御覧ください。上段左側に変更後と記入しておりますが、換地処分後の大字、字名をそれぞれ縦方向に示しております。その右側、左に包括される区域としまして換地処分前の大字、字、地番をそれぞれ縦方向に示しております。

変更内容について御説明いたします。変更後の欄、大字油久、字野中田に換地処分前の字石寺の表記の各地番が包括されることになります。

次にすぐ下の段、大字坂井、字猪ノ氏には換地処分前の字中無田の表記地番の一部が包括されます。

次にその下の段、字寺山には、換地処分前の字赤尾ノ町、字峯崎の表記地番の一部と区域内の隣接する道路、水路である町有地が包括されます。

次にその下の段です。字峯崎には換地処分前の字寺山、字赤尾ノ町、字中無田、字浜ノ田の表記地番及び表記地番の一部と区域内で隣接する道路、水路である町有地が包括されることになります。

次に1番下の段になります。字中無田には換地処分する前の字猪ノ氏、字峯崎、字浜ノ田との表記地番及び表記地番の一部と区域内で隣接する道路、水路である町有地が包括されることとなります。

別冊資料の3ページ目、字区域変更図を御覧ください。先ほど説明しました内容につきまして、変更か所に着色をし、示してございますので御確認のほうよろしくお願ひいたします。

以上で、換地処分に伴う字の区域変更の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第44号 小学校児童用G I G Aスクールタブレット購入契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第14、議案第44号、「小学校児童用G I G Aスクールタブレット購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第44号について説明いたします。

小学校児童用G I G Aスクールタブレット購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に關

する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小学校児童用GIGAスクールタブレット購入です。契約の方法は随意契約で、契約金額は4,485万7,252円です。契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市大黒町1番1号、株式会社エム・エム・シー、代表取締役塘正光です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第45号 中学校生徒用GIGAスクールタブレット購入契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第15、議案第45号、「中学校生徒用GIGAスクールタブレット購入契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第45号について説明いたします。

中学校生徒用GIGAスクールタブレット購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、中学校生徒用GIGAスクールタブレット購入です。契約の方法は随意契約で、契約金額は2,142万6,053円です。契約の相手方は鹿児島県鹿児島市大黒町1番1号、株式会社エム・エム・シー、代表取締役塘正光です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
2番、梶原哲朗議員。

○2番（梶原哲朗議員） 先ほどの小学校のところでもちょっと気になったんですけれども、中学校のタブレットと小学校のタブレットと品質というか性能に差があるのかという点と大体どれぐらいのスパンで更新をしているのか。例えば、

今回更新するのが何年経過しているのかちょっとお伺いをしたいですけども、分かる方、教育長でも教育課長でも。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（奥博志君） はい。お答えいたします。

まず、小学校と中学校のタブレットで性能に違いはございません。同じ端末でございます。中に入れるアプリの種類を成長段階に応じて変えてございます。タブレット本体は同じものでございます。

次に使用年数でございますが、現在使っておりますのが、令和元年と2年に整備したものでございます。中に入っているですね、電池の耐用年数から考えて5年を使用年数と考えておりますので、もうちょうどですね、耐用年数を過ぎて、ちょうど更新の時期に来ているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

4番、池山喜一郎議員。

○4番（池山喜一郎議員） 契約の方法は随意契約となっておりますけど、これでなければ、できないのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三議員） 学校教育課長。

○学校教育課長（奥博志君） はい、随意契約についてお答えいたします。

前回は違いましたが、今回から県の共同調達という形になっております。

事前に採用したいOSの種類でありますとか、そういうものの調査がございまして、ある程度県全体で購入することによって価格を下げができるということでございまして、県全体で調査の上、本町ではWindowsの端末を入れることにいたしまして、県のほうで全体で業者を選定いたしまして、その中で今回このエム・エム・シーを中心としたグループが契約を受けるということになりましたので、随意契約というふうになっております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 16 議案第 46 号 小学校教員用 G I G A スクールタブレット購入契約について

○議長（迫田秀三議員）　日程第 16、議案第 46 号、「小学校教員用 G I G A スクールタブレット購入契約について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長　田渕川寿広君　登壇]

○町長（田渕川寿広君）　議案第 46 号について説明いたします。

小学校教員用 G I G A スクールタブレット購入に当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小学校教員用 G I G A スクールタブレット購入です。契約の方法は随意契約で、契約金額は 1,317 万 7,340 円です。契約の相手方は鹿児島県鹿児島市大黒町 1 番 1 号、株式会社エム・エム・シー、代表取締役塘正光です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、橋口涉議員。

○5 番（橋口涉議員）　ただいま小学校、中学校、教職員のタブレット購入の件の説明を頂きましたが、各小、中、教職員のタブレットの台数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（迫田秀三議員）　町長。

○町長（田渕川寿広君）　担当課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三議員）　教育総務課長。

○教育総務課長（森山豊君）　まず、小学校児童用が 404 台、それから中学校生徒用、これが 193 台、それと小学校の教員用、これが 112 台となっております。

○議長（迫田秀三議員）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第47号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第3号）

○議長（迫田秀三議員）　日程第17、議案第47号、「令和7年度中種子町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

[町長　田渕川寿広君　登壇]

○町長（田渕川寿広君）　議案第47号について説明いたします。

今回の補正は、普通交付税の交付決定等による調整、7月に発生した豪雨災害の復旧に係る経費等6月補正予算以降必要となった経費の追加及び事業量の増減に伴う調整などが主なもので、その結果、歳入歳出予算にそれぞれ1億7,553万5千円を追加し、補正後の予算総額を86億6,405万8千円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上しております。詳細につきましては、総務課長に説明をさせます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　総務課長。

○総務課長（上田勝博君）　議案第47号、令和7年度中種子町一般会計補正予算第3号の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。歳出から御説明いたします。13ページをお願いします。

1番上の目の5財産管理費です。増額4,919万1千円は、再編交付金事業基金予算積立金の増額が主なものでございます。

15ページをお願いします。1番下の目の1社会福祉総務費、増額454万9千円は、障害児通所サービス利用者増に伴う扶助費の増額が主なものでございます。

次のページをお願いします。下段の目の1児童福祉総務費、増額274万4千円は、国県支出金等前年度精算金の増額が主なものでございます。

19ページをお願いします。1番下の目の2農業振興費、増額352万円は、有機転換推進事業実施による増額でございます。

次のページをお願いします。1番上の目の3園芸特作振興費、増額898万3千円は、輸送コスト支援事業に伴うブロックコンクリート移入経費の増額でございます。

22ページをお願いします。1番上の目の3観光費、増額122万8千円は、中種子町を舞台とした映画、秒速5センチメートル公開イベント経費が主なものでございます。

次のページをお願いします。上段の目の2道路維持費、増額600万円は、道路施設及びバス路線高枝伐採経費を増額するものでございます。

同ページ中段の目の1港湾管理費、増額150万円は、大塩屋港堆積土砂撤去経費を計上するものでございます。

26ページをお願いします。中段の目の3芸術文化費、増額1,243万円は、自主文化事業公演委託料の増額でございます。

27 ページをお願いします。中段の目の 3 体育施設管理費、増額 688 万 6 千円は、中央体育館空調設備及び中種子中学校グラウンド照明設備設計委託経費を増額するものです。

その下の目の 1 現年発生農業用施設等災害復旧費、増額 7,902 万 1 千円は、7 月豪雨による農地 14 件、施設 2 件の復旧経費を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を説明いたします。7 ページをお願いします。款の 1 町税については、収納見込額によるものでございます。中ほどの目の 1 地方交付税、増額 4 億 427 万 3 千円は、普通交付税額決定に伴うものでございます。

同ページ下段から 10 ページ上段までの国県支出金については、交付決定による調整及び災害復旧事業に係る補助金の追加でございます。

10 ページ下段の項の 1 基金繰入金、減額 4 億 3,234 万 5 千円は、財源調整のための財政調整基金及び減債基金の減額及び各事業へ充当するため、特定目的基金からの繰入金を増額するものでございます。

12 ページをお願いします。款の 22 町債については、事業実績見込みによる調整でございます。

歳入は以上でございます。

6 ページをお願いします。第 2 表地方債補正でございます。災害復旧事業費及び辺地対策事業費の変更により、限度額をそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法には変更ございません。

最後に 1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算に 1 億 7,553 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 86 億 6,405 万 8 千円と規定するものでございます。第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。第 2 条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。議決方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 2 点ほど聞きます。

歳出のページは 19 ページ。農林水産事業費の有機転換推進事業、県の補助金でしょうけども、この事業内容ってのはどんな内容でしょう。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三議員） 農林水産課長。

○農林水産課長（秋田幸博君） 有機転換事業につきましては、品目で言いますと、お茶になりますけれども、慣行の茶の栽培から、有機栽培への変更をするために国のほうからの支援があるところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 中種子町本町の場合は、その対象事業者ってのはどこになりますか。対象事業者。

- 議長（迫田秀三議員） 農林水産課長。
- 農林水産課長（秋田幸博君） 個人になるんですけども、山浦茶業さんになります。
- 議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。
- 7番（池山朝生議員） あと1点は、ページはですね、23ページ、道路維持費の中の600万円。この中で今、総務課長の説明は、バス路線の中で、600万のうち全協の中で聞きましたけども、200万円くらいが高枝の、バス路線を指してるとと思うんですが、これは場所的にはどこですかね。
- 場所とあとは、この延長。延長でいいのか、平米でいいのか。
- 議長（迫田秀三議員） 町長。
- 町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明をさせます。
- 議長（迫田秀三議員） 建設課長。
- 建設課長（横手幸徳君） お答えいたします。
- バス路線の高枝伐採につきましては、主に増田の路線の町道沿いの高枝のほうが道路にはみ出しているというふうにバス会社のほうから依頼がありましたので、今回補正を組ませていただきました。
- 路線延長につきましては、今のところ、ちょっと把握はしてないんですけども、バス路線のほかにも各集落からも依頼もありますので、それをも含めまして約200万円の補正をいたしております。以上です。
- 議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。
- 7番（池山朝生議員） 今説明ではバス路線の事業者と、それから集落からのいろんな意見といいましょうか、お願い事があってということありますけども、所管の建設課で調査をするとか、そういったことはしていないんですか。定期的に。
- 議長（迫田秀三議員） 建設課長。
- 建設課長（横手幸徳君） お答えいたします。建設課として調査自体は現在行っておりませんけども、バス会社とか各集落からの要望があった場合は、現地に出向き、確認をいたしております。以上です。
- 議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。
- 7番（池山朝生議員） やっぱり観光事業とか、私がいろんなとこを見る中で、例えば、油久線の熊野線ですか。ロケットが行くところの線に油久小学校から行くと、結構木々が道路に被さってるんですね。
- 当然のことながら、財産的には個人のもの等々の許認可、許可を得られないといかんことなんでしょうけども、やはり定期的にこういったところは行政で、しっかりと調査をするということも大事じゃないかなとこのように思います。
- この財源というのは、600万円は一般財源でしょ。ですからそういったところもしっかりとやってもらいたいと思います。以上。
- 議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。
- 9番、日高和典議員。
- 9番（日高和典議員） 歳出の26ページでございます。自主文化事業というこ

とで 1,243 万円補正がありますけれども、この詳細について御説明をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（田平祐一郎君） それでは御説明申し上げます。

種子島こりーなが建築後 30 年を迎えているというふうなことでございまして、前回 20 周年事業につきましては、国からの補助を受けまして西郷輝彦さん等々が出演した華々しき一族という演劇のほうをやっております。これも 2,000 万弱の公演でございました。

今回につきましては具体的な内容というふうなことですので、関東のほうで野外フェスティバルというものを数日間開催をしている氣志團さんというグループ、それからそういったものを主催してます D J のやついいちろうさんを司会に据えて、あと P U F F Y さんというグループでお願いをして、そこから著名なアーティストのほうに、種子島中種子町で公演をするというふうなことをどんどんアピールしてほしいというようなことで企画をし、そして交流人口を増やしてもらうというふうな内容で、企画をしたところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番、秋田澄徳議員。

○3 番（秋田澄徳議員） 款の 9 消防費ですけれども、その中の災害対策費、この中で、委託料と工事請負費、これ節内の組替えですけれども、この組替えの理由を教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三議員） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） お答えいたします。

当初、工事請負費で計上しておったものでございますけれども、工事請負費であれば、当然これに係る管理費等諸経費もかかってくるということもありまして、いろいろと隣接のほうにも確認をしたところだったんですが、やはりこういったものは委託料のほうが計上のふさわしいという御意見も伺ったところで今回組替えをさせていただくものでございます。

それで、この J - A L E R T のシステムの委託でございます。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第48号 令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第18、議案第48号、「令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第48号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。

国民健康保険税は、本算定による調定額の増額に伴い672万9千円の増額、国庫支出金はシステム改修に対する子ども・子育て支援事業費補助金113万3千円の増額。繰入金は、職員給与費等繰入金の増額により他会計繰入金118万円の増額、繰越金は前年度決算額の確定に伴い、115万4千円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。

3ページを御覧ください。総務費は国保連合会システム専用パソコンの更新、これが主なもので、合わせて118万円の増額、基金積立金は財源調整のため876万円の増額。諸支出金は前年度において過大に交付を受けた県支出金の償還金25万6千円の増額。その結果、歳入歳出予算にそれぞれ1,019万6千円を追加し、補正後の予算総額を14億11万4千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第49号 令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第19、議案第49号、「令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第49号について説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。

国庫支出金は1,048万1千円の増額、支払基金交付金は1,525万7千円の増額、いずれも交付決定に伴うものでございます。繰入金は一般会計繰入金及び基金繰入金の調整により2,854万1千円の減額、繰越金は前年度事業確定により358万5千円の増額。諸収入は、過年度介護報酬過誤調整により5万2千円の増額。

次に、歳出予算を御説明いたします。

3ページを御覧ください。総務費は、人件費及びシステム更新等67万2千円の増額、基金積立金は特会調整に伴う9万円の増額。諸支出金は過年度保険料更正件数増に伴う7万2千円の増額です。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ83万4千円を追加し、補正後の予算総額を12億7,733万9千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第50号 令和7年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第20、議案第50号、「令和7年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第50号について説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料は、本算定による699万1千円の増額、国庫支出金は、子ども子育て支援金制度システム改修に係る補助金、52万8千円の増額、繰入金は一般管理費の増に伴う事務費繰入金164万4千円の増額。

次に、歳出予算を御説明いたします。

3ページを御覧ください。総務費は、共済費14万9千円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金などで931万2千円の増額。低所得者の保険料均等割軽減分の補填に係るものでございます。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ916万3千円を追加し、補正後の予算総額を1億7,482万3千円とするものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第51号 令和7年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第21、議案第51号、「令和7年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第51号について説明いたします。

3ページの基礎資料を御覧ください。

今回の補正予算は、資本的支出、建設改良費の配水設備改良費で配水管の修繕費250万円を増額し、総額を1億4,081万円とするものでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額9,681万円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額725万7千円、当年度損益勘定留保資金

8,955万3千円で、補填をするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 認定第1号 令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第2号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第3号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳決算認定について

日程第25 認定第4号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第5号 令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（迫田秀三議員） 日程第22、認定第1号、「令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定」についてから、日程第26、認定第5号、「令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） それでは認定第1号から認定第5号まで各会計ごとに決算の認定につきまして提案理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、既に監査委員の審査を経ておりますので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。

決算審査で御指摘のありました事項や御意見につきまして、今後の町政執行におきましては十分に反映させていく所存でございます。

それでは各会計の総括的な事項を申し述べます。

認定第1号、令和6年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

令和6年度歳入歳出決算書の106ページを御覧ください。令和6年度一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、予算の重点的かつ効率的配分と経費削減に努めるとともに、基金の有効活用及び国庫支出金の活用を図りながら執行した結果、歳入総額81億4,447万5千円、歳出総額80億955万7千円で、実質収支は1億368万6千円の黒字となりました。

また、交付税の確保が図られたことや歳出の抑制などにより、財政調整基金の取崩しがなかった影響もあり、実質単年度収支については3,128万1千円の黒字となっております。

歳入決算額の構成状況につきましては地方交付税が42.5%と最も多く、次いで国庫支出金の16.5%となっており、依存財源が78.9%と非常に高い比率となっております。

歳出の状況につきましては目的別に見ると、民生費が22.3%で最も高く、次いで総務費の16.6%、教育費の13.7%と続きます。

また、性質別で見ると、義務的経費が42.3%、投資的経費19.0%、その他の経費が38.7%となっており、義務的経費が高い比率となっているところです。

なお、各事業の詳細は主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御覧頂きたいと思います。

以上、令和6年度一般会計決算について概要を述べましたが、本町の財政は依然として義務的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいることや、多額の地方債残高、また、地方交付税などの動向は不透明であることなどを考えると、今後も厳しい財政運営をしいられることが予想されます。

次に、認定第2号、令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は国民健康保険税1億7,797万1千円を含む10億5,506万5千円で前年度に比べ1億2,731万7千円の収入減となりました。

歳出総額は保険給付費などで合計10億4,891万円で、前年度に比べ1億2,828万9千円の支出減となり、そのうち保険給付費が前年度に比べ9,424万6千円減の7億624万7千円となっております。

その結果、次年度繰越金は615万5千円となりました。

令和6年度においても、国民健康保険税の収納対策を積極的に行いながら、健康診断及び各種がん検診などの受診勧奨や各種保健事業を推進するなど、医療費の抑制に努めたことに加え、被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や社会保険適用要件の緩和により、国保被保険者が減少したため、医療費が大きく減少しておりますが、財源不足が生じたことから、法定外繰入金にて補填をしているところでございます。

今後も国民健康保険税の税率改正や収納率向上はもとより、疾病の早期発見、

予防に重点を置き、積極的に支援することで、医療費抑制と収入の確保を両輪として国保特別会計の健全運営と健康増進に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第3号、令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

介護保険制度は3か年を1期とする事業運営期間を設けており、令和6年度は第9期事業計画の初年度として、事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

介護保険事業勘定特別会計の歳入につきましては、前年度に比べ157万1千円の収入増の11億9,688万9千円となりました。

歳出総額のうち、保険給付費は9億6,967万7千円で、前年度に比べ3,953万8千円の支出減となりました。

また、高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防、日常生活支援総合事業などの地域支援事業として2,044万3千円となり、前年度に比べ2,682万8千円の支出減となりました。

歳出の総額は11億9,330万2千円です。

その結果、次年度繰越金は358万7千円となりました。

今後も介護保険制度への理解と徴収率の向上に努め、サービスの充実を図りながら介護保険の理念に基づく尊厳ある福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第4号、令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と連携をとりながら高齢者の医療保険業務を行っております。

会計における歳入総額は、後期高齢者医療保険料8,580万5千円を含む1億6,617万3千円で前年度に比べ、1,494万6千円の収入増となりました。

歳出総額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,876万1千円を含む1億6,319万1千円で、前年度に比べ、1,386万3千円の支出増となりました。その結果、次年度繰越金は298万2千円となりました。

今後につきましては、年々被保険者の医療費の増加が予測されるため、高齢者の健診受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第5号、令和6年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について説明をいたします。

中種子町水道事業につきましては、年間を通して降雨量に恵まれ、安定した水道水の供給を行うことができました。給水状況は、給水人口が6,964人、給水件数が4,668件、総給水量90万2,628m³で、有収率68.03%でした。

水道事業収益の主なものは営業収益の給水収益などで2億1,734万4千円、収益の合計は3億2,645万4千円。水道事業費用の合計は3億3,837万3千円

となりました。

損益計算書では当年度の損益 1,432 万 9 千円の純損失となり、当年度未処理欠損金は 1,636 万 9 千円となりましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的収支につきましては、資本的収入では工事負担金 905 万 7 千円、資本的支出は、建設改良費 7,086 万 2 千円、企業債償還金 4,135 万 4 千円、地方債償還金 4,087 万 3 千円で、合計 1 億 5,308 万 9 千円となり、不足額 1 億 4,403 万 2 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等他で補填しました。

建設改良事業につきましては、取水設備改良費で老朽化する平鍋水源地取水ポンプ取替更新工事 440 万円、導水設備改良費では、平鍋地区導水管布設替工事 1 件、1,386 万 7 千円、浄水設備改良費では、古房浄水場舗装工事外で 2,137 万 7 千円、配水設備改良費では、道路改良に伴う配水管布設替工事 3 件で、2,100 万 3 千円が主なものとなりました。

今後も水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費削減に努めてまいります。

こうした状況下ではございますが、健全財政を堅持していくことは、行政運営の基本であります。

財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいくとともに、公営企業会計につきましても、常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいる所存でございます。

以上、令和 6 年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げました。

御審議の上、認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。

本件については、後もって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、議長及び議選監査委員を除く議員 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議選監査委員を除く議員 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま設定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項及び第4項の規定により、議長及び議選監査委員を除く議員10人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

決算特別委員会の皆さんには、正副委員長の互選を行ってください。

委員会の開催場所は、委員会条例第9条第1項の規定により、議員控え室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時40分

再開 午後3時46分

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長に浦邊和昭議員、副委員長に池山喜一郎議員が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

-----○-----

日程第27 陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について

○議長（迫田秀三議員） 日程第27、陳情第2号、「馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について」を議題とします。

お諮りします。この陳情については、会議規則第92条第1項の規定により11人の委員で構成する馬毛島施設整備問題等調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、この陳情は11人の委員で構成する馬毛島施設整備問題等調査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

-----○-----

日程第28 陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書

○議長（迫田秀三議員） 日程第28、陳情第3号、「町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書」を議題とします。

お諮りします。この陳情については、会議規則第 92 条第 1 項の規定により、11 人の委員で構成する町立学校調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、この陳情は 11 人の委員で構成する町立学校調査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日から 17 日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、18 日午前 10 時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後 3 時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

9 月 18 日

令和7年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月18日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 議案第52号 令和7年度一般会計補正予算（第4号）
 - 第3 議案第53号 令和7年度街路灯設置工事請負契約について
 - 第4 議案第54号 種子島中央体育館改修工事（1期）変更契約について
 - 第5 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件
 - 第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求める件
 - 第7 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求める件
 - 第8 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求める件
 - 第9 陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について
 - 第10 陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書
 - 第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 - 第12 議員派遣の件
 - 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
-

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	大町田	勇	希	議員	2番	梶	原	哲	朗	議員	
3番	秋	田	澄	徳	議員	4番	池	山	喜一郎	議員	
5番	橋	口	渉	議員	6番	永	濱	一	則	議員	
7番	池	山	朝	生	議員	8番	濱	脇	重	樹	議員
9番	日	高	和	典	議員	10番	戸	田	和	代	議員
11番	浦	邊	和	昭	議員	12番	迫	田	秀	三	議員

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田渕川	寿	広	君	副町長	阿世知	文	秋	君
総務課長	上田	勝	博	君	企画課長	鮫島	島	司	君
行政係長	牧瀬	亮	君		財政係長	東郷	伸也	也	君
教育長	鮫島	孝	則	君	教育総務課長	森	山	豊	君
社会教育課長	田平	祐	一郎	君					

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎 元 卓 郎 君 議事係長 高 磯 俊 幸 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番戸田和代議員、11番浦邊和昭議員を指名します。

—————○—————

日程第2 議案第52号 令和7年度中種子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第2、議案第52号、「令和7年度中種子町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） おはようございます。議案第52号について説明をいたします。

今回の補正は、農業公社と中央保育所の間にある公共駐車場内に埋設されている排水路の接続部分から水漏れが発生し、それが原因と考えられる陥没箇所が確認されたことによるものでございます。

早急な復旧が必要と判断し作業に着手しましたが、作業を進める中で、同様の原因による陥没が複数箇所で確認をされました。そこで、排水路約140m全体の接続部分について確認、修繕を行うための経費を緊急に計上するものでございます。

歳入歳出予算それぞれ500万円を追加し、補正後の予算総額を86億6,905万8千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 异議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――

日程第 3 議案第 53 号 令和 7 年度街路灯設置工事請負契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 3、議案第 53 号、「令和 7 年度街路灯設置工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） それでは議案第 53 号について説明をいたします。

街路灯設置工事を実施するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和 7 年度街路灯設置工事、契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は 5,302 万円です。契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間 6125 番地 4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司です。

なお、詳細につきましては企画課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 企画課長。

○企画課長（鮫島司君） それでは、参考資料として提出しております街路灯設置工事全体配置に基づき御説明させていただきます。

配置図を御覧ください。設置場所につきましては配置図のとおりとなっておりまして、町道旭町本通り線、旭町線及び公園通り線へ 41 基を設置する予定でございます。そのうち停電補償装置つきが 20 基でございます。

この停電補償装置につきましては、災害などで停電が発生した場合にはバッテリーで点灯する仕様となっておりまして、通常の光量に対し 10% 程度の明るさで 24 時間点灯することができるようになってございます。

工期につきましては、令和 8 年 3 月 15 日までとなってございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 53 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 异議なしと認めます。
したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第54号 種子島中央体育館改修工事（1期）変更契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第4、議案第54号、「種子島中央体育館改修工事（1期）変更契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第54号について説明いたします。

種子島中央体育館改修工事（1期）変更契約を実施するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、工事施行に伴い必要となった取替工事3件の追加と外壁塗装工事の数量調整による変更が主なものでございます。契約の変更金額は、37万7千円を増額して3億1,717万7千円でございます。

契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間6125番地4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司でございます。

なお、詳細につきましては社会教育課長に説明させます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（田平祐一郎君） おはようございます。

それでは御説明申し上げます。追加工事3箇所が必要になったことが変更の主な内容です。

1つ目が、中央体育館の舞台裏を出たところに設置しております手すりの塗装を支柱の腐食がひどいため取り替えに変更するものです。

次に、正面玄関の熱線反射ガラスにひび割れが見つかったため、ガラス1枚の取り替えを追加するものです。

3つ目が、南側の軒天井に設置しております給排気口キャップが劣化しているため、取替え14個を追加するものです。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 异議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

――――――――○――――――

日程第 5 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員）　日程第 5、同意第 3 号、「教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

[町長　田渕川寿広君　登壇]

○町長（田渕川寿広君）　同意第 3 号について説明いたします。

現在、教育委員会委員として御尽力を頂いております住岡重寛氏が 9 月 30 日で任期満了となります。

引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が鹿児島県熊毛郡中種子町野間、氏名が住岡重寛、任期は令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 3 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。
議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（迫田秀三議員）　ただいまの出席議員は 11 人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、2 番梶原哲朗議員、3 番秋田澄徳議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本件について、賛成の方は賛成と反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員）　配付漏れないと認めます。投票箱を点検します。

[投票箱確認]

○議長（迫田秀三議員）　異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（榎元卓郎君）　1 番大町田勇希議員、2 番梶原哲朗議員、3 番秋田澄

徳議員、4番池山喜一郎議員、5番橋口涉議員、6番永濱一則議員、7番池山朝生議員、8番濱脇重樹議員、9番日高和典議員、10番戸田和代議員、11番浦邊和昭議員。

○議長（迫田秀三議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。梶原哲朗議員及び秋田澄徳議員は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（迫田秀三議員） 投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票11票。無効投票0票。有効投票のうち、賛成11票。反対0票。以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

-----○-----

日程第6 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第6、同意第4号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 同意第4号について説明いたします。

現在、固定資産評価委員会委員として御尽力を頂いております牧瀬広之氏が9月30日をもって任期満了となります。

引き続き、固定資産評価委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が鹿児島県中種子町野間、氏名が牧瀬広之、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第7 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第7、同意第5号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 同意第5号について説明いたします。

現在固定資産評価委員会委員として御尽力を頂いております里重浩氏が9月30日をもって任期満了となります。

引き続き、固定資産評価委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が鹿児島県中種子町野間、氏名が里重浩、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第8 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第8、同意第6号、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 田渕川寿広君 登壇]

○町長（田渕川寿広君） 議案第6号について説明いたします。

現在、固定資産評価委員会委員として御尽力を頂いております光紀義氏が9月30日をもって任期満了となります。

後任に下記の者を固定資産評価委員会委員として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が鹿児島県中種子町納官、氏名が徳永佐登子、任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

-----○-----

日程第9 陳情第2号 馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について

○議長（迫田秀三議員） 日程第9、陳情第2号、「馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地（私有地）の国庫帰属について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。馬毛島施設整備問題等調査特別委員会委員長、橋口涉議員。

[馬毛島施設整備問題等調査特別委員会委員長 橋口涉議員 登壇]

○馬毛島施設整備問題等調査特別委員長（橋口涉議員） おはようございます。

馬毛島施設整備問題等調査特別委員会陳情審査の報告をいたします。

本定例会において、特別委員会に付託された陳情第2号、馬毛島自衛隊基地の玄関口となる「浜津脇港」に隣接する空き地の国庫帰属についての審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は9月11日、議員控室において全委員出席のもと委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

陳情第2号は、千葉県柏市在住の櫻井明雄氏、他4名から提出されたものです。

陳情の趣旨は、1、浜津脇港が馬毛島自衛隊基地の物流及び隊員の通勤港となる計画を契機とし、浜津脇港に隣接する私有地を国庫に帰属し、自衛隊基地及び港湾の関連施設として活用していただきたい。

2、玄関口となる浜津脇港は、自衛隊基地の拡張や港湾計画等に重要な役割

を担うことになる。

3、種子島及び浜津脇の発展のため、国において、この私有地を買い上げ有効活用していただきたいとの趣旨で提出されました。

審査の結果、質疑、討論を行い、この陳情については、当該地が基地関連施設に隣接することから、国庫帰属の必要性に一定の理解をするが、国の権限事項であり、議会として個人の私有地に関与する立場ではないとの意見が多数あり、不採択とすべきものと決定をいたしました。

以上で、陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（迫田秀三議員） これで、馬毛島施設整備問題等調査特別委員会委員長の審査報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。この陳情書は、委員長報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第10 陳情第3号 町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書

○議長（迫田秀三議員） 日程第10、陳情第3号、「町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

町立学校調査特別委員会委員長、池山喜一郎議員。

[町立学校調査特別委員会委員長 池山喜一郎議員 登壇]

○町立学校調査特別委員長（池山喜一郎議員） 陳情審査報告、本定例会において、当委員会に付託された陳情第3号、町内小学校再編による教育環境の適正化に関する陳情書の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、9月11日議員控え室において、全委員出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

陳情第3号は、中種子町坂井在住、中種子未来推進会代表、徳明日香氏他6

名から提出されたものです。

陳情の趣旨は、1、令和8年3月までに統廃合あるいは小学校の無条件完全学校選択制等の現状維持以外の小学校再編の方向性を決定し、町民に広報すること。

2、令和9年3月までに上記方向性に従い速やかに実行し、完遂させること。また、令和9年4月には問題なく入学、編入できるよう整備すること。を求めています。

つまり、本陳情は、学校間に存在する教育環境格差を是正し、コミュニケーション力の向上を含め、全ての児童が平等に教育を受けられる環境の早急な整備を求めるものです。

審査の結果、陳情内容の完遂までの期間が拙速ではないか。無条件の完全学校選択制については、教育現場に大きな混乱を来すのではないかなどの懸念があり、質疑及び討論を行いました。

教育環境の適正化は、就学児・未就学児の保護者の切実な願いであり、早急な対応が求められることから、陳情者の出席を求め、趣旨の説明を受ける必要があるものと判断し、継続審査とすることを全会一致で決定いたしました。

以上で、陳情の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（迫田秀三議員） これで、町立学校調査特別委員会委員長の審査報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査です。

お諮りします。この陳情書は、委員長報告のとおり、継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第11、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から所管事務のうち、会議規則

第 75 条の規定によって、お配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 12 議員派遣の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 12、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 13、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） これで、今期定例会に提出されました議案などは、閉会中の継続調査として議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

以上をもちまして、令和 7 年第 3 回中種子町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員